

第3期
別海町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
別海町

目 次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 計画策定の趣旨 | 3 |
| 1 計画策定の背景と目的 | 3 |
| 2 計画の位置付け | 4 |
| 3 計画の期間 | 5 |
| 4 計画の策定体制 | 5 |
| 5 子ども・子育てに関する主な法律・制度 | 6 |
| 6 持続可能な開発目標（SDGs）について | 8 |
| 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況 | 11 |
| 1 人口の動向 | 11 |
| 2 教育・保育施設等の状況 | 16 |
| 3 将来人口推計 | 19 |
| 4 アンケート調査結果 | 20 |
| 5 本町における子育て支援に関わる課題 | 29 |
| 第3章 基本的な考え方 | 33 |
| 1 計画の基本理念 | 33 |
| 2 計画の基本目標 | 34 |
| 3 計画の体系 | 35 |
| 第4章 子ども・子育て支援事業計画 | 39 |
| 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正 | 39 |
| 2 計画の基本的記載事項 | 39 |
| 3 教育・保育提供区域の考え方 | 40 |
| 4 児童人口の将来推計 | 42 |
| 5 教育・保育の提供体制の確保 | 43 |
| 6 地域子ども・子育て支援事業の充実 | 49 |
| 7 地域子ども・子育て支援事業の質の向上 | 65 |
| 8 年齢別・ステージ別の取り組み | 66 |
| 第5章 次世代育成支援行動計画の継続について | 69 |
| 1 目的 | 69 |
| 2 重点的取り組み・社会的な支援が必要な家庭への取り組みについて | 69 |
| 基本目標1 子ども・子育てしやすいまちづくり | 70 |
| 1 地域における子育て支援サービスの充実 | 70 |
| 2 保育サービスの充実 | 71 |

| | | |
|--------------|-------------------------------|-----------|
| 3 | 子育て支援のネットワークづくり | 72 |
| 基本目標 2 | 子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援の充実 | 73 |
| 1 | 子どもや母親の健康の確保 | 73 |
| 2 | 食育の推進 | 75 |
| 3 | 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実 | 76 |
| 4 | 小児医療の充実 | 77 |
| 基本目標 3 | 一人ひとりの子どもの状況に配慮した支援 | 78 |
| 1 | 児童虐待防止対策の充実【重点項目 1】 | 78 |
| 2 | ひとり親家庭等の自立支援の推進【重点項目 2】 | 79 |
| 3 | 障がい児施策の充実【重点項目 3】 | 80 |
| 4 | 子どもの未来を応援する取り組みの推進 | 81 |
| 基本目標 4 | 子育てしやすい生活環境づくり | 83 |
| 1 | 良質な生活環境の確保 | 83 |
| 2 | 安心・安全な道路交通環境の整備 | 84 |
| 3 | 子どもを犯罪等から守るための活動の推進 | 84 |
| 4 | 児童の健全育成 | 85 |
| 第 6 章 | 計画の推進体制 | 89 |
| 1 | 計画の推進 | 89 |
| 2 | 進行管理 | 89 |
| 資料編 | | 93 |
| 1 | 計画策定組織について | 93 |
| 2 | 用語集 | 94 |

第1章

計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

別海町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「別海町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期別海町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

「第2期別海町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期別海町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2 計画の位置付け

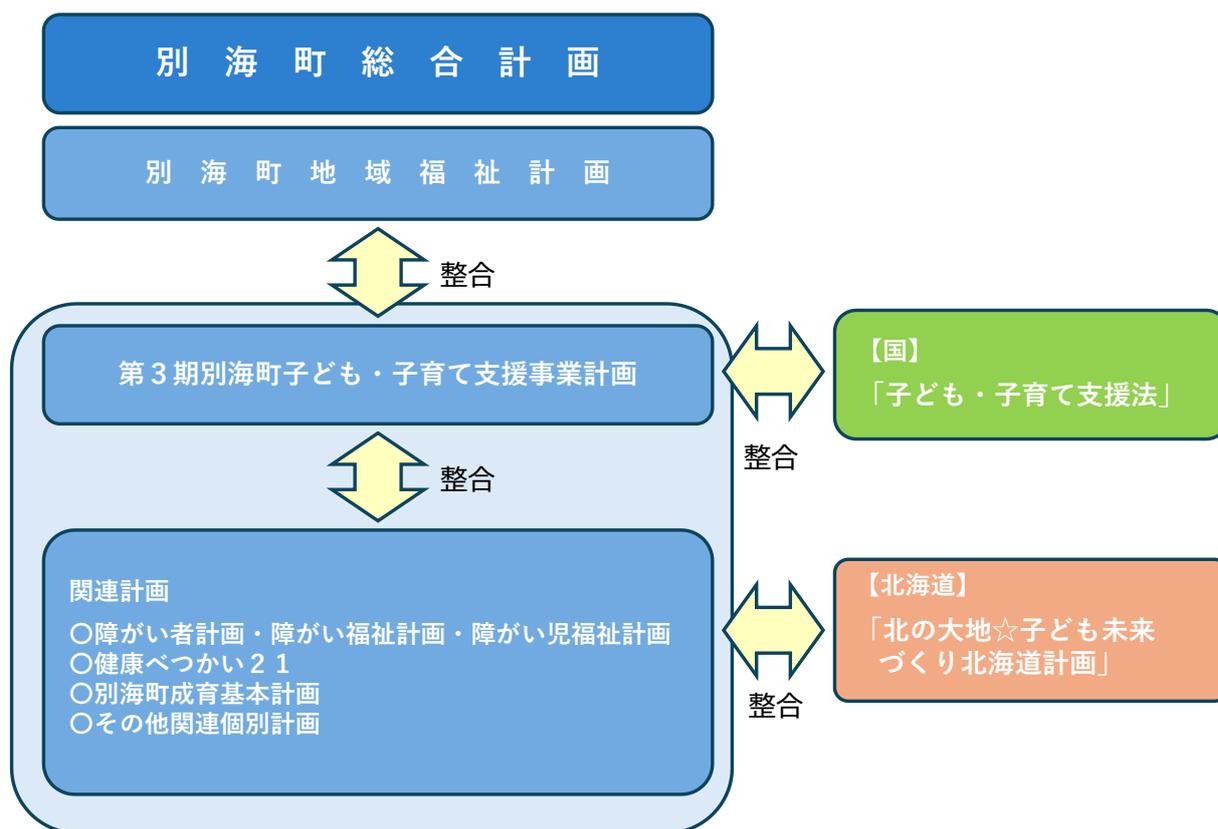
(1) 法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた子ども・子育て支援法に基づく基本指針(以下「基本指針」という。)に即して、策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画の考えや取り組みを可能な限り踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく事業計画と位置づけます。

本計画の策定にあたっては、「別海町総合計画」を最上位計画とし、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、保健事業計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■ 他計画等との連携



3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
また、令和9年度に中間見直しを行います。

| 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 第2期別海町子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | 中間 見直し | | |
| | | 中間 見直し | | | 第3期別海町子ども・子育て支援事業計画 | | | | |

4 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づき「別海町子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見をいただきました。

(2)アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施するとともに、当事者の意見を反映することを目的とし、小学生へのアンケート調査を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

別海町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年1月24日から令和7年2月22日まで意見の募集を実施し、町民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、町民意見の反映に努めました。

5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

| 平成 | 法律・制度等 | 内容 |
|------|-------------------|---|
| 24年度 | 子ども・子育て関連3法 | 子ども・子育て支援事業の策定が明記。 |
| 25年度 | 待機児童解消加速化プラン | 平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大) |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定) |
| 26年度 | 次世代育成支援対策推進法 | 令和7年3月末までの時限立法に延長。 |
| 27年度 | 子ども・子育て支援事業計画 | 新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。 |
| | 保育士確保プラン | 加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大) |
| | 少子化社会対策大綱改定 | 子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。 |
| 28年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。 |
| | ニッポン一億総活躍プラン | 保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。 |
| | 切れ目のない保育のための対策 | 待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。 |
| | 児童福祉法改正 | 児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行) |

| 平成 | 法律・制度等 | 内容 |
|------|----------------|--|
| 29年度 | 子育て安心プラン | 令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。 |
| | 新しい経済政策パッケージ | 「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。 |
| 30年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。 |
| | 新・放課後子ども総合プラン | 令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。 |

| 令和 | 法律・制度等 | 内容 |
|-----|--------------------|---|
| 元年度 | 幼児教育・保育の無償化 | 10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。 |
| 2年度 | 子ども・子育て支援事業計画（第2期） | 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度） |
| 4年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。 |
| | 児童手当法の一部改正 | 児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。 |
| 5年度 | こども家庭庁の創設 | こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。 |
| | こども基本法の成立 | 全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。 |
| | こども大綱の閣議決定 | これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。 |
| 6年度 | 次世代育成支援対策推進法 | 令和17年3月までの時限立法に再延長。 |

6 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

子ども・子育て家庭を取り巻く状況

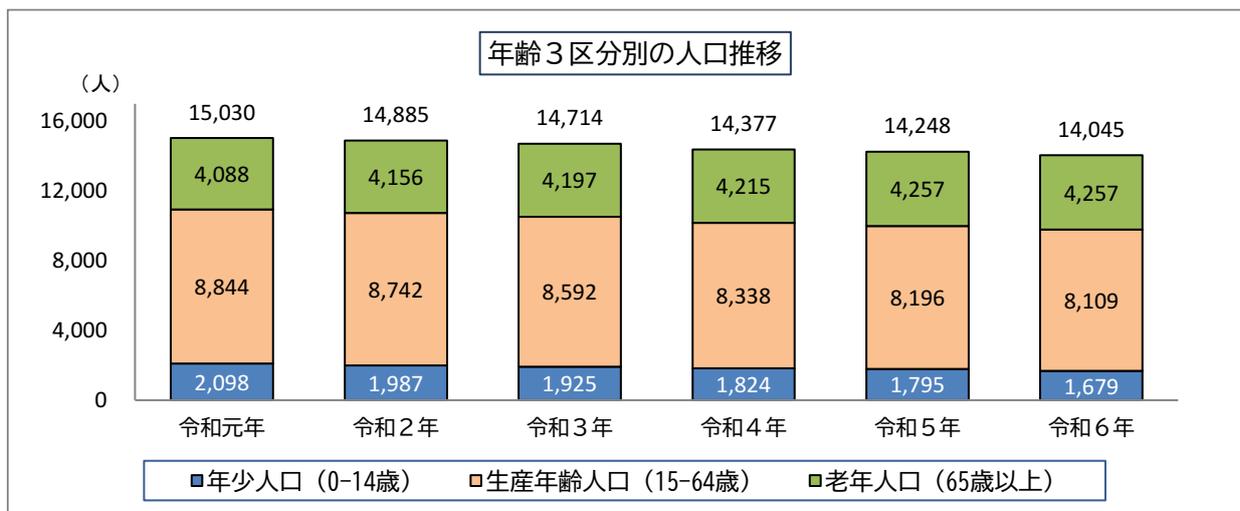
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口の動向

(1)人口の推移

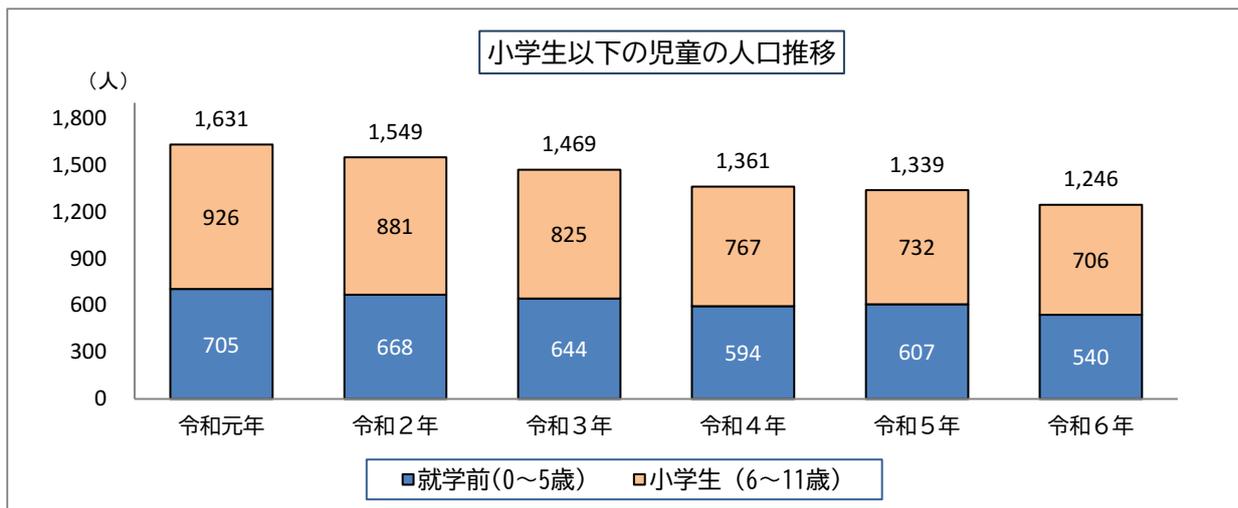
本町の人口は、令和元年の15,030人から令和6年には14,045人と減少しています。

年齢区分ごとの人口では、老年人口(65歳以上)は、増加しているのに対し、生産年齢人口(15～64歳)、「年少人口(0～14歳)」は減少しており、少子高齢化が進行しています。



資料:別海町(各年4月1日現在)

小学生以下の児童人口は、就学前、小学生ともに年々減少しています。

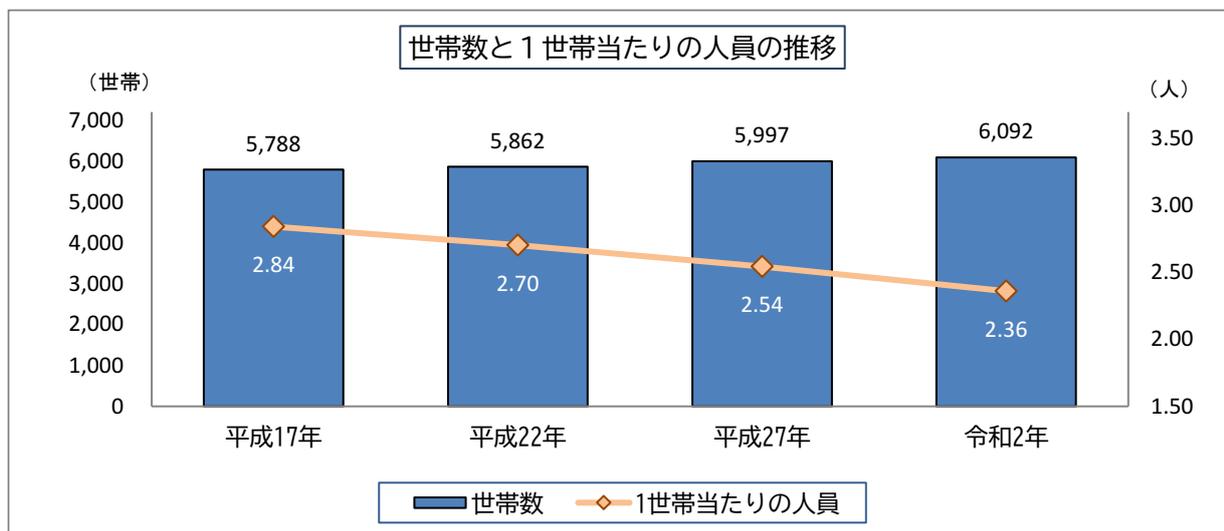


資料:別海町(各年4月1日現在)

(2)世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数は、平成17年の5,788世帯から令和2年には6,092世帯と年々増加しています。

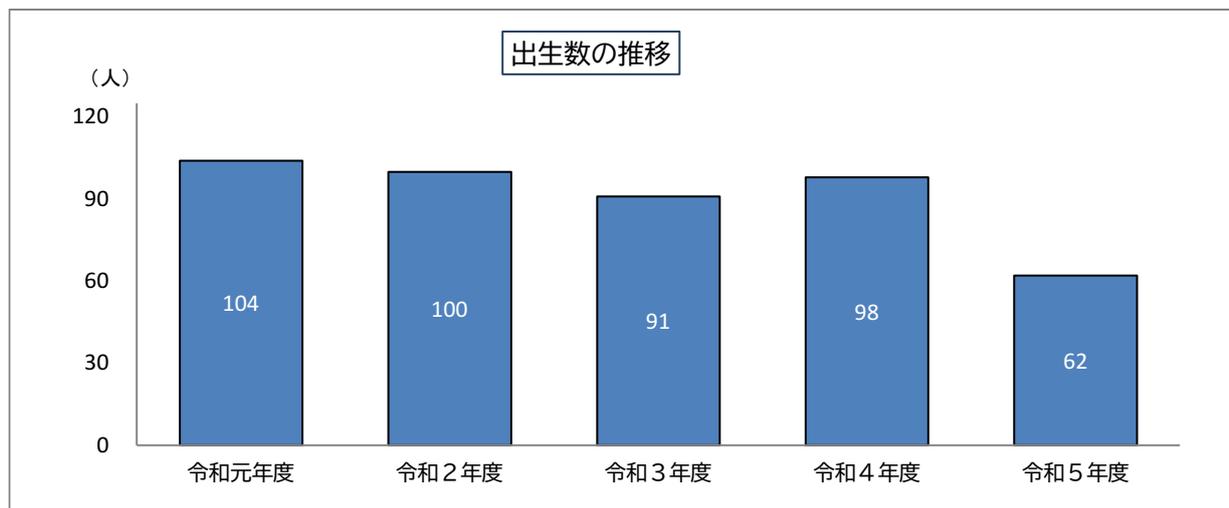
一方、1世帯当たり的人员は、平成17年の2.84人から令和2年は2.36人と年々減少しており、核家族化の進行がみられます。



資料:国勢調査

(3)出生数の推移

本町における出生数は、令和元年度の104人から令和5年度の62人と年ごとのばらつきはあるものの減少しています。

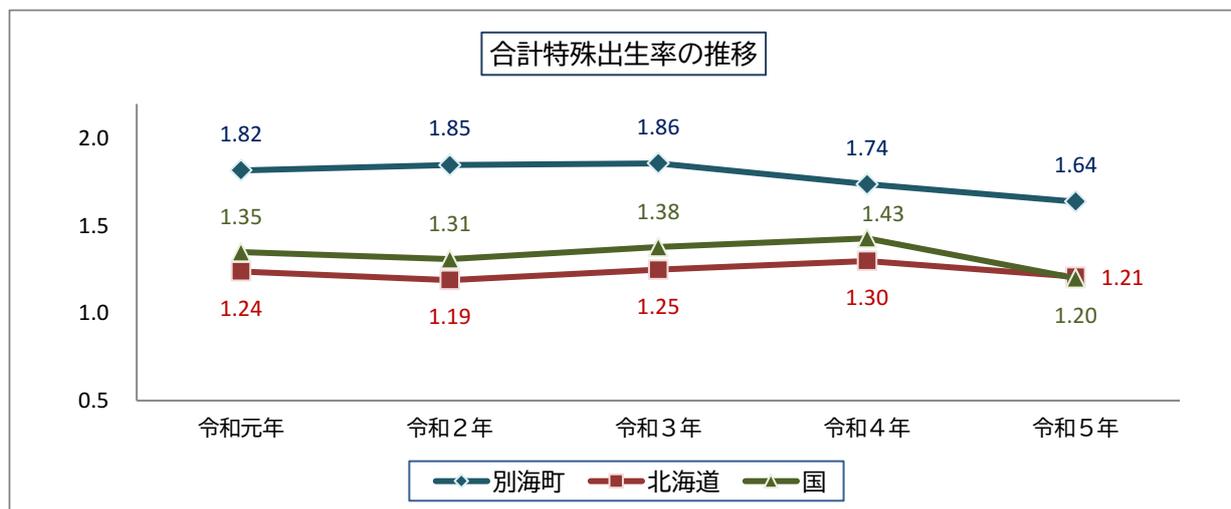


資料:別海町(各年度合計)

(4)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

別海町の合計特殊出生率は、すべての年で北海道水準及び全国水準より高くなっています。

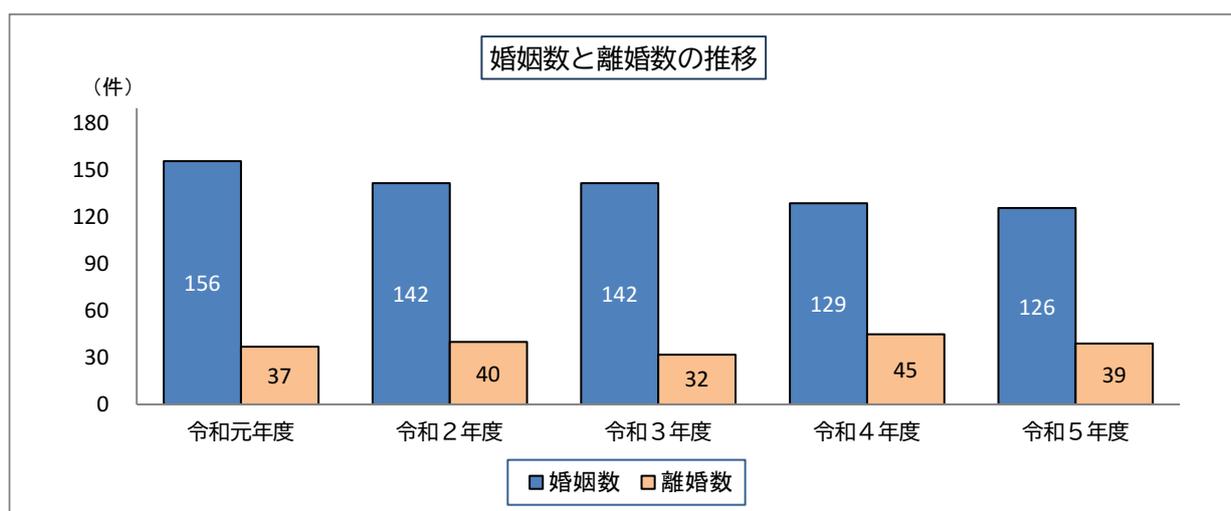


資料:別海町

(5)婚姻数と離婚数

婚姻については、令和元年度が156件と最も多く、令和5年度が126件と最も少なくなっています。

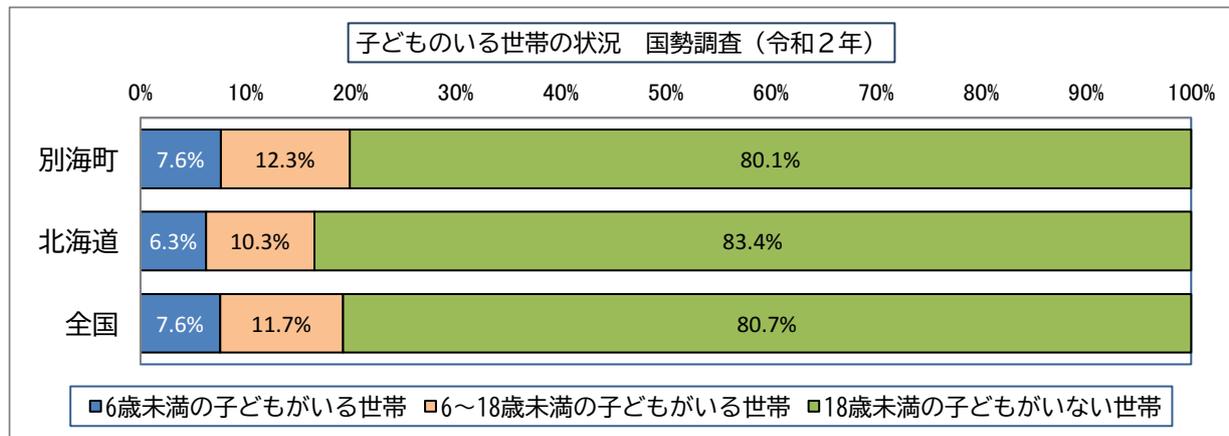
また、離婚については、令和4年度が45件と最も多く、令和3年度が32件と最も少なくなっています。



資料:別海町(各年度合計)

(6)子どものいる世帯の状況

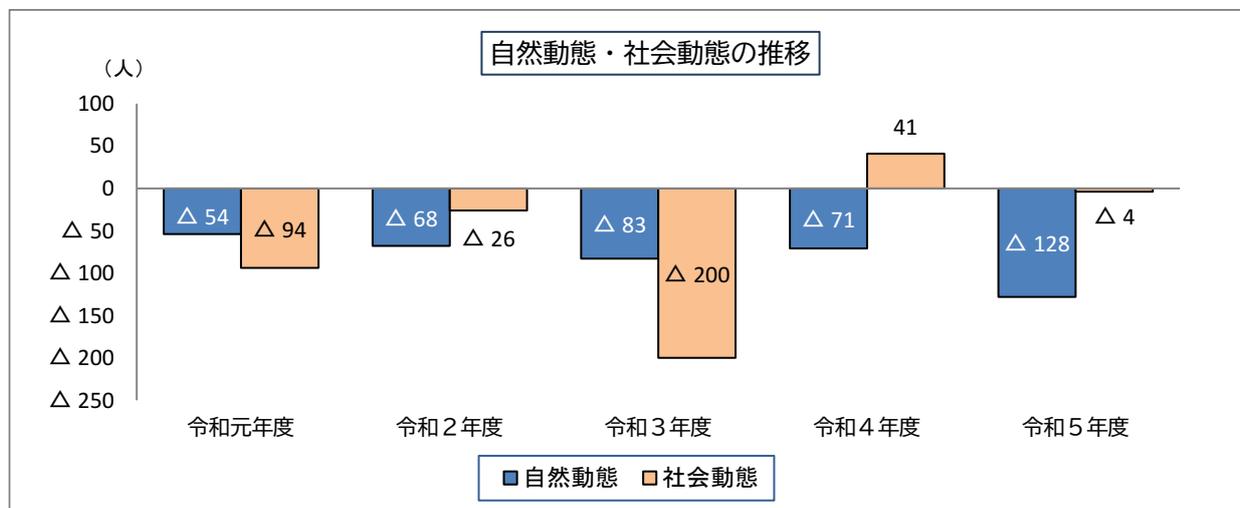
子どものいる世帯の状況では、「6歳未満の子どもがいる世帯」が北海道水準を上回り、全国水準と同程度となっており、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」では、全国水準及び北海道水準を上回っています。



資料：令和2年国勢調査

(7)自然動態・社会動態

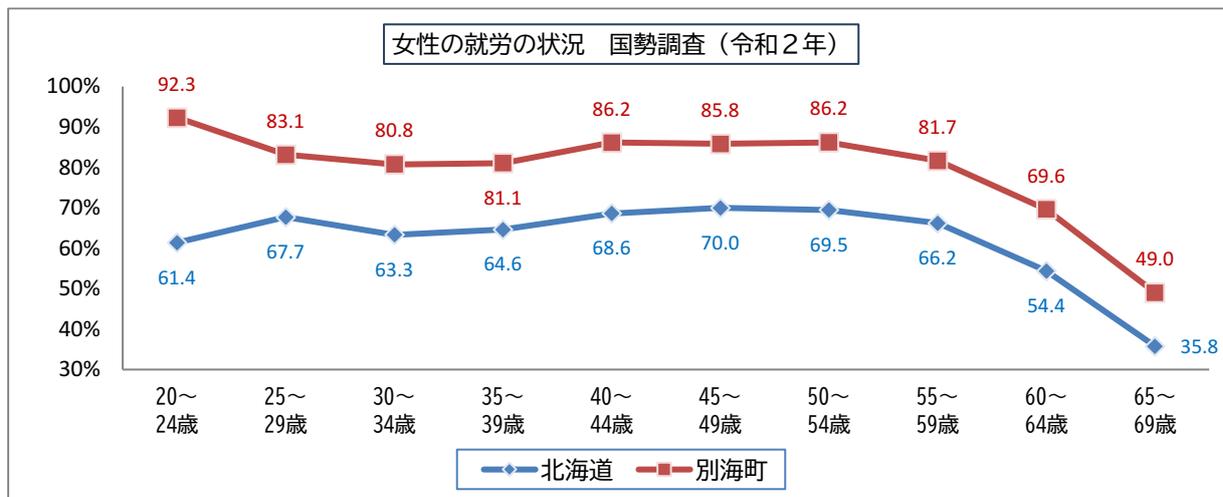
令和元年度以降、自然動態はすべての年度でマイナスになっており、社会動態は令和4年度を除くすべての年度でマイナスになっています。



資料：別海町

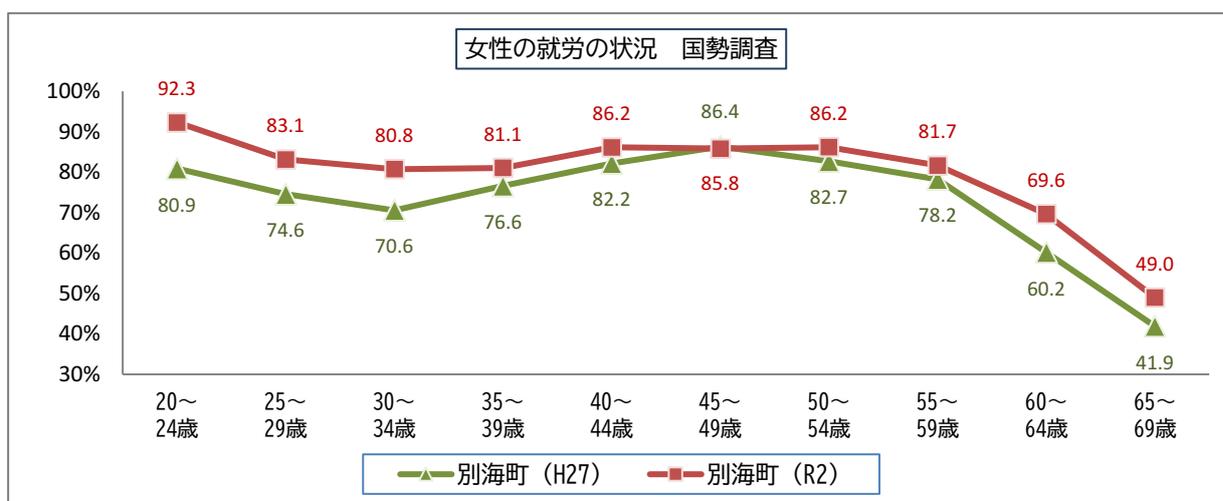
(8)女性の就労の状況

本町における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

平成27年と令和2年を比較すると、45～49歳を除く、ほとんどの年代で令和2年度の就労率が高くなっています。



資料：国勢調査

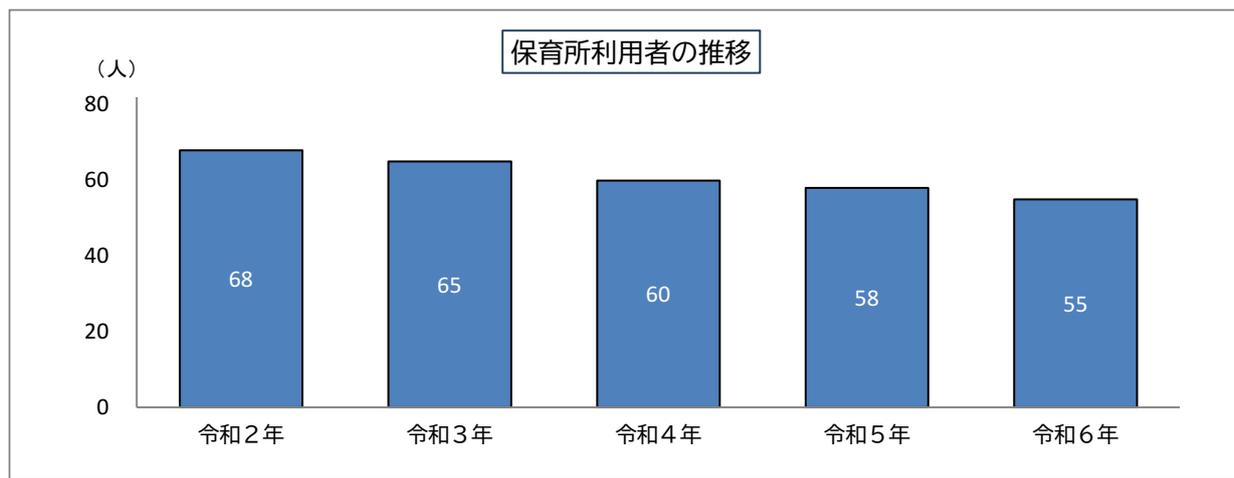
2 教育・保育施設等の状況

(1) 保育所利用者の状況

保育所利用者の合計は、令和2年の68人から令和6年には55人と年々減少しています。

令和6年の定員に対する利用者数は、「小規模保育施設くるり」を除く、すべての施設で定員を下回っています。

また、「本別海へき地保育園」は、令和7年度まで休園中となっています。



| 施設名 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和6年定員数 |
|-------------|------|------|------|------|------|---------|
| 上春別へき地保育園 | 19 | 17 | 15 | 10 | 9 | 30 |
| 西春別へき地保育園 | 11 | 13 | 8 | 7 | 5 | 20 |
| 上風連へき地保育園 | 14 | 10 | 13 | 14 | 18 | 25 |
| 本別海へき地保育園 | 4 | 5 | 4 | 5 | 0 | 15 |
| 小規模保育施設くるり | 19 | 17 | 16 | 18 | 19 | 12 |
| 家庭的保育施設おひさま | 1 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 合計 | 68 | 65 | 60 | 58 | 55 | 107 |

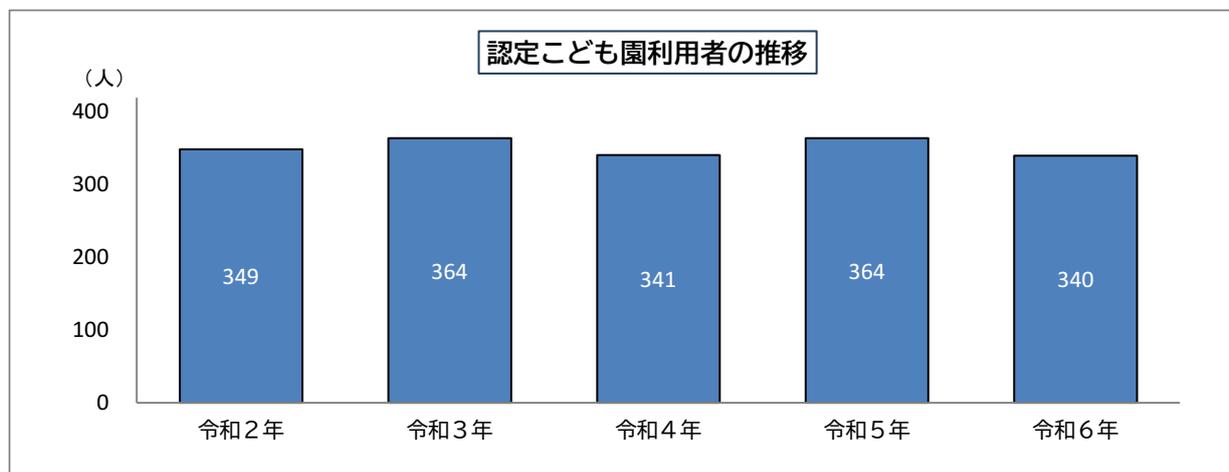
資料：別海町(各年5月1日現在)

(2) 認定こども園利用者数の推移

認定こども園利用者の合計は、年ごとにバラつきがみられ、令和6年には340人となっています。

令和6年の定員に対する利用者数は、「認定こども園別海くるみ幼稚園及び別海愛光幼稚園」を除く、すべての施設で定員を下回っています。

また、「認定こども園中西別幼稚園」は、令和6年度末で閉園しました。

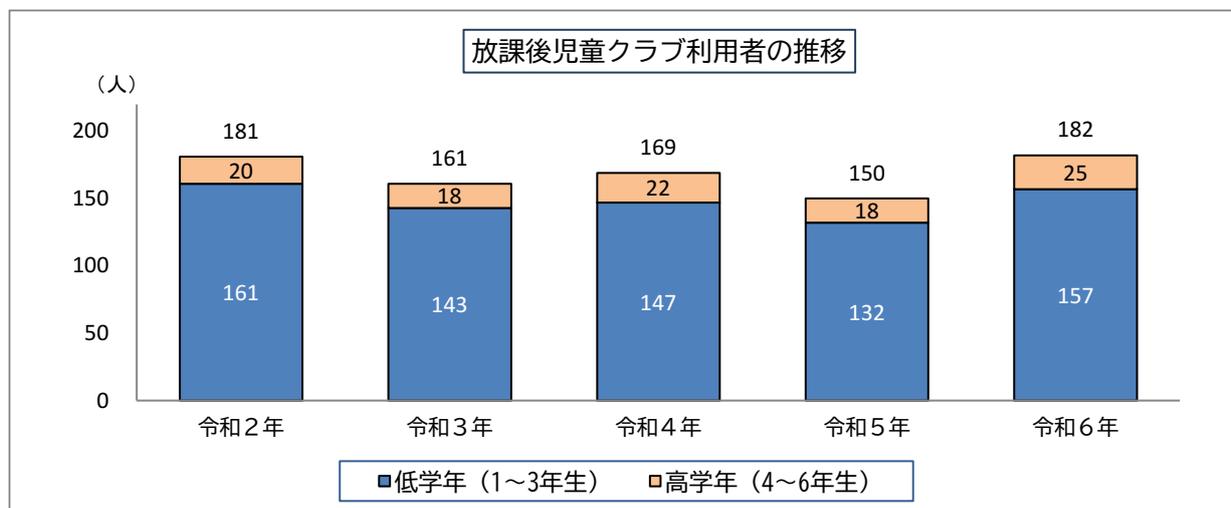


| 施設名 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和6年定員数 |
|----------------|------|------|------|------|------|---------|
| 認定こども園別海保育園 | 73 | 74 | 70 | 77 | 77 | 80 |
| 認定こども園上西春別保育園 | 42 | 50 | 51 | 56 | 48 | 60 |
| 認定こども園中春別保育園 | 36 | 37 | 42 | 37 | 33 | 60 |
| 認定こども園中西別幼稚園 | 10 | 8 | 6 | 7 | 4 | 20 |
| 認定こども園上西春別幼稚園 | 30 | 26 | 27 | 26 | 24 | 50 |
| 認定こども園野付幼稚園 | 34 | 30 | 23 | 22 | 18 | 50 |
| 認定こども園別海くるみ幼稚園 | 62 | 76 | 74 | 79 | 72 | 65 |
| 認定こども園別海愛光幼稚園 | 62 | 63 | 48 | 60 | 64 | 45 |
| 合計 | 349 | 364 | 341 | 364 | 340 | 430 |

資料：別海町(各年5月1日現在)

(3)放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、年ごとにバラつきがみられ、令和6年には 182 人となっています。



低学年(1~3年生)

| 施設名 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 中央児童館（別海地区） | 119 | 106 | 101 | 87 | 111 |
| 西児童館（上西春別地区） | 15 | 22 | 31 | 31 | 28 |
| 中春別アフタースクールキッズクラブ | 27 | 15 | 15 | 14 | 18 |
| 合計 | 161 | 143 | 147 | 132 | 157 |

資料：別海町(各年5月1日現在)

高学年(4~6年生)

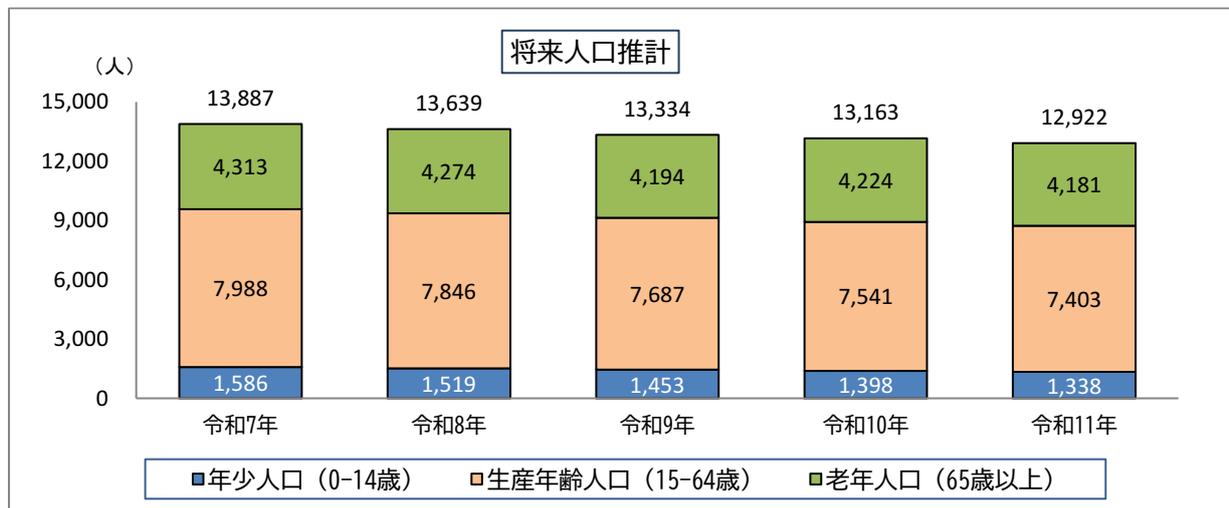
| 施設名 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------------|------|------|------|------|------|
| 中央児童館（別海地区） | 13 | 13 | 13 | 4 | 10 |
| 西児童館（上西春別地区） | 0 | 0 | 4 | 9 | 12 |
| 中春別アフタースクールキッズクラブ | 7 | 5 | 5 | 5 | 3 |
| 合計 | 20 | 18 | 22 | 18 | 25 |

資料：別海町(各年5月1日現在)

3 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が12,922人、年少人口が1,338人と見込まれます。



| | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年少人口 (0~14歳人口) | 1,586 | 1,519 | 1,453 | 1,398 | 1,338 |
| 未就学児 (0~5歳) | 514 | 484 | 468 | 451 | 426 |
| 小学生 (6~11歳) | 686 | 660 | 639 | 599 | 595 |
| 中学生 (12~14歳) | 386 | 375 | 346 | 348 | 317 |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 7,988 | 7,846 | 7,687 | 7,541 | 7,403 |
| 老年人口 (65歳以上) | 4,313 | 4,274 | 4,194 | 4,224 | 4,181 |
| 総人口 | 13,887 | 13,639 | 13,334 | 13,163 | 12,922 |

コーホート法※による推計

※コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

例えば、ある年の20~24歳人口は5年後には25~29歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20~24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25~29歳人口を推計するものです。

4 アンケート調査結果

(1)調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とするとともに、小学生本人の現状やご意見をお伺いしています。

(2)調査対象者

- 就学前保護者調査：別海町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生保護者調査：別海町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査：別海町在住の小学生児童

(3)調査方法

- 就学前保護者調査：郵送による配布・WEBによる回答
- 小学生保護者調査：郵送による配布・WEBによる回答
- 小学生児童調査：郵送による配布・WEBによる回答

(4)調査期間

令和6年9月13日～10月1日

(5)回収状況

| 調査種類 | 調査対象者数 | 有効回収数 | 有効回答率 |
|----------|--------|-------|-------|
| 就学前保護者調査 | 405 | 172 | 42.5% |
| 小学生保護者調査 | 530 | 198 | 37.4% |
| 小学生児童調査 | 704 | 146 | 20.7% |

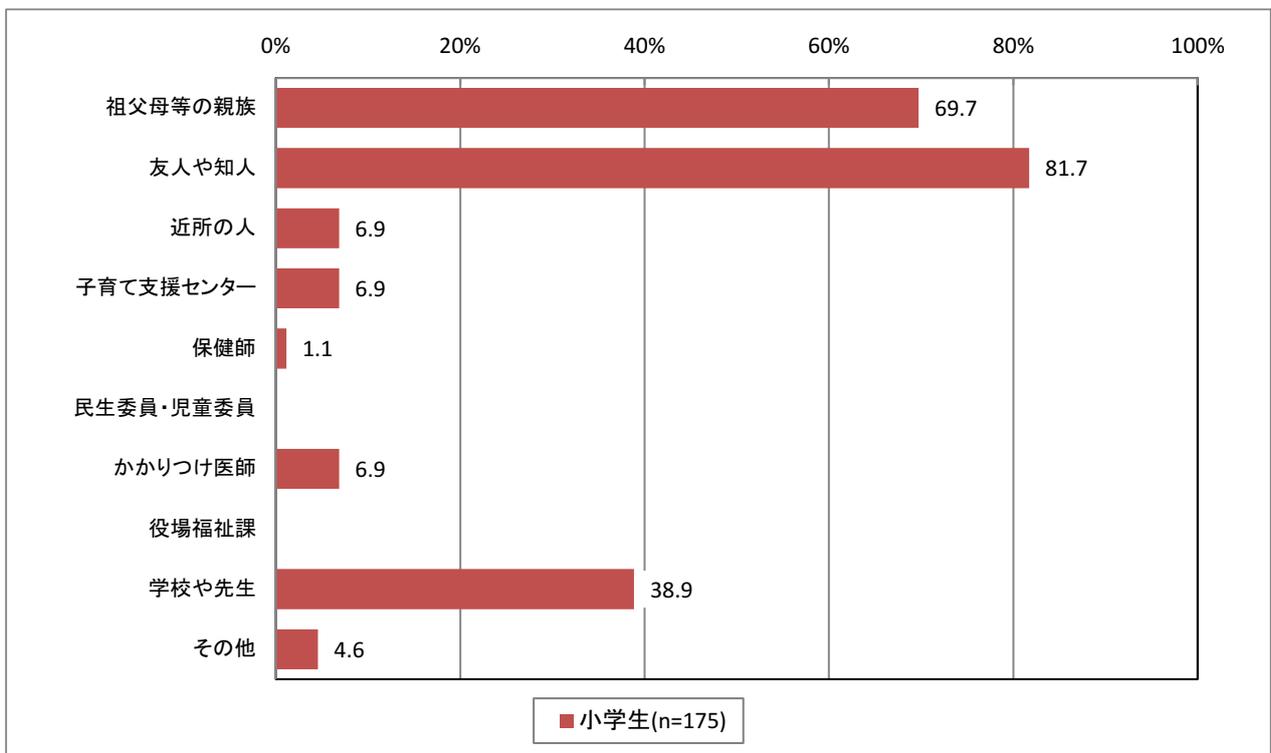
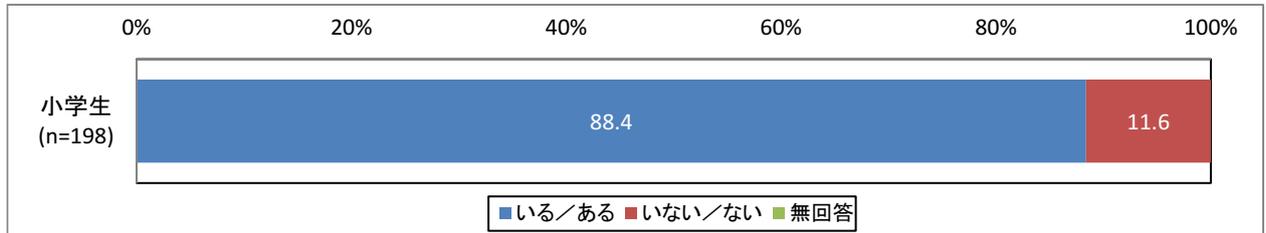
(6)集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

(7)保護者調査結果

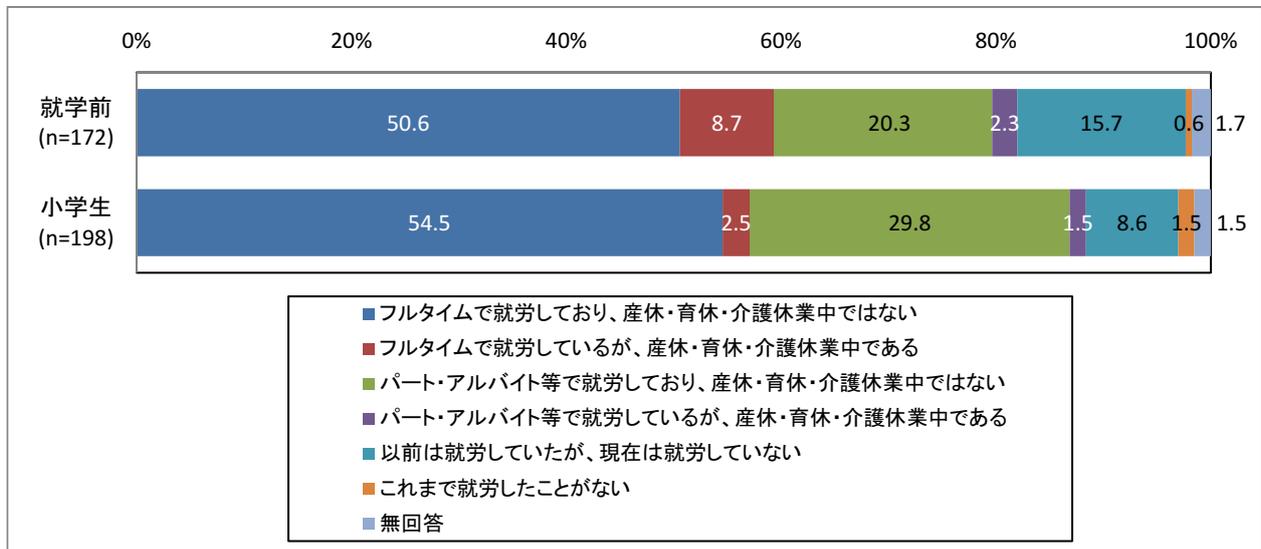
①子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人・場所(小学生児童のみ)

子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人・場所では、「いる／ある」が 88.4%と非常に多くっており、具体的な人では「友人や知人」「祖父母等の親族」という身近な人が多くなっています。

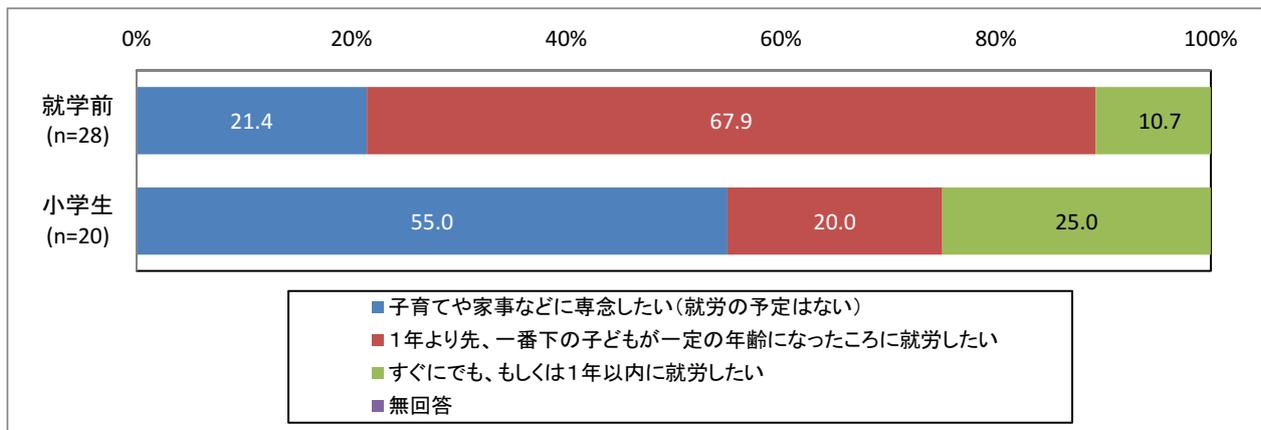


②保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 81.9%、小学生児童で 88.3%となっています。

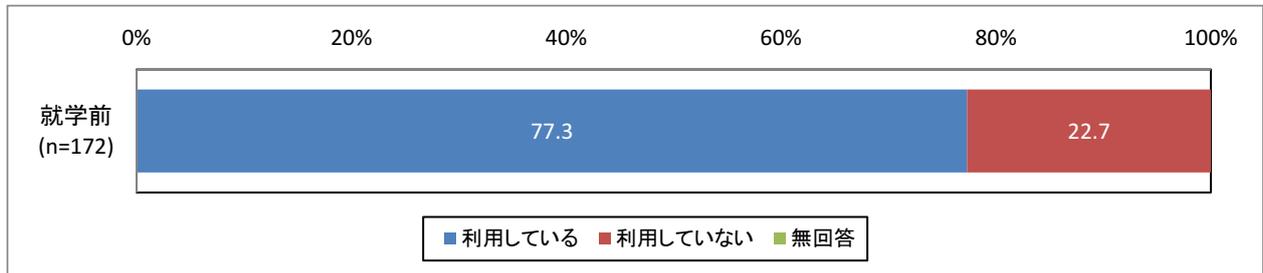


現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で 78.6%、小学生児童で 45.0%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。



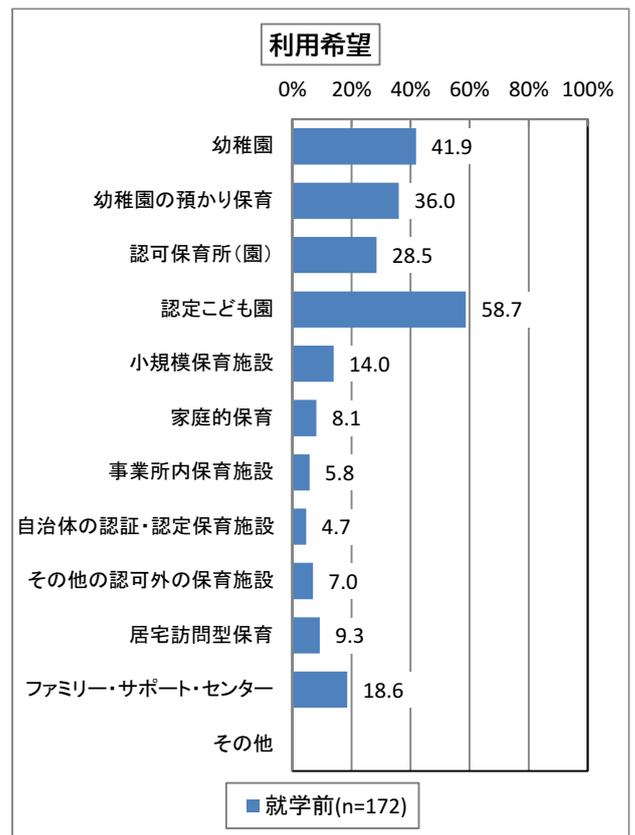
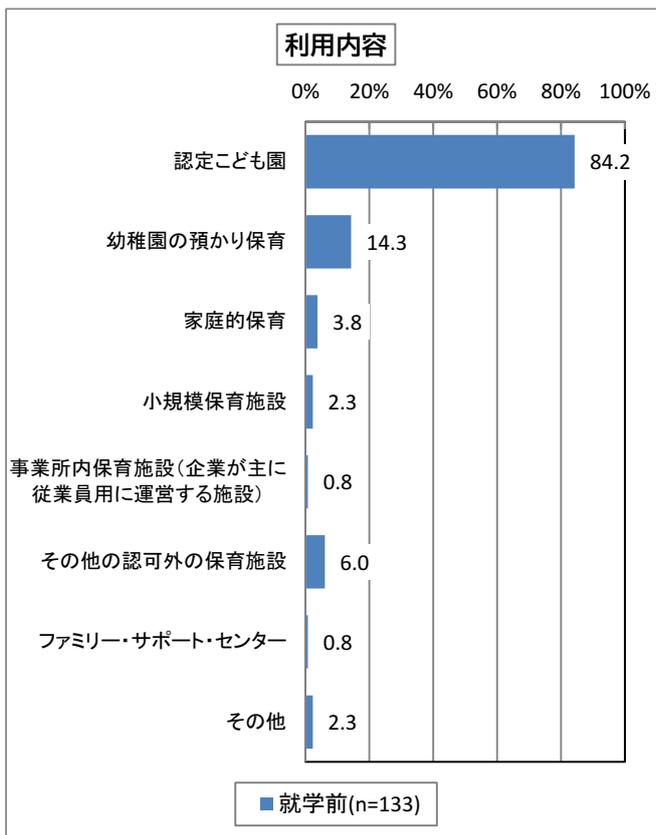
③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童のみ)

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は77.3%となっています。



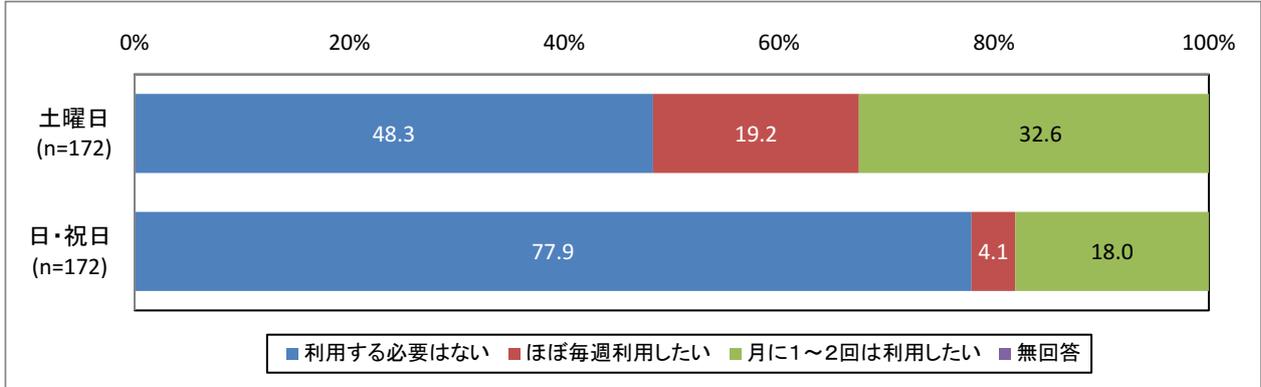
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認定こども園」84.2%、「幼稚園の預かり保育」14.3%となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は「認定こども園」58.7%、「幼稚園」41.9%、「幼稚園の預かり保育」36.0%の割合が高く、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」では利用状況より今後のニーズが高くなっています。

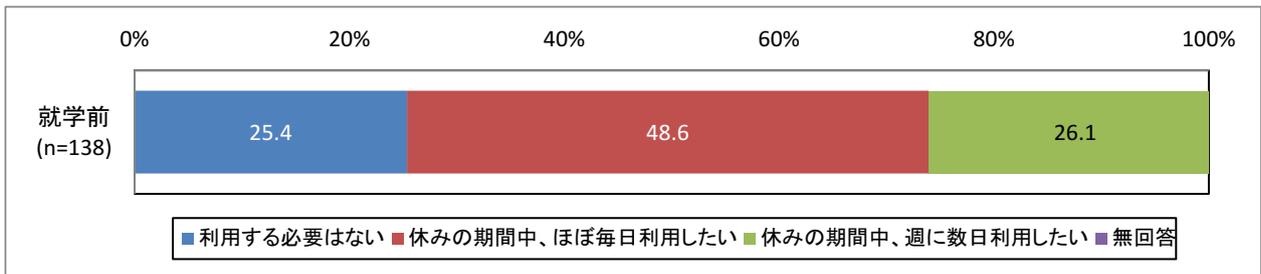


④土曜・休日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望(就学前児童のみ)

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1~2回は利用したい」を合わせた『利用したい』は、土曜日が51.8%、日曜日・祝日は22.1%となっています。

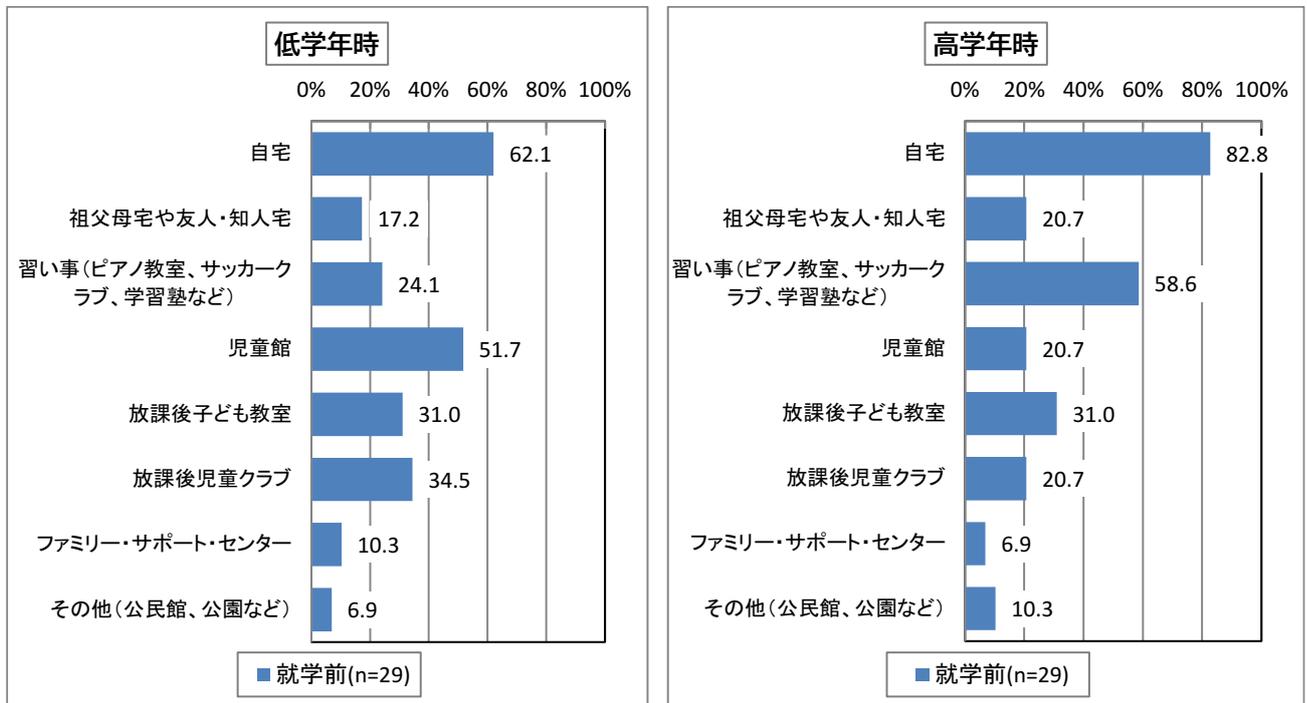


認定こども園(幼稚園)利用者の長期休暇中の利用希望をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と「休みの期間中、週に数日利用したい」を合わせた『利用したい』は74.7%となっています。



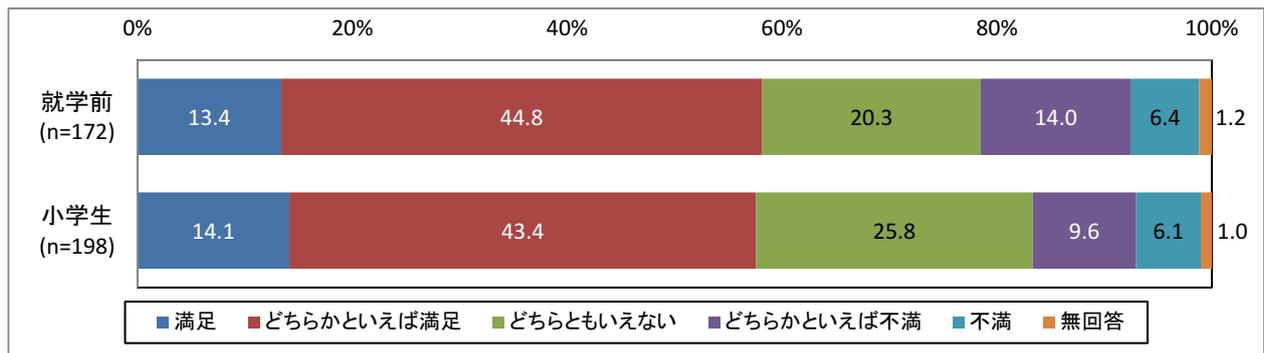
⑤放課後児童クラブ

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると34.5%、高学年時では20.7%となっています。



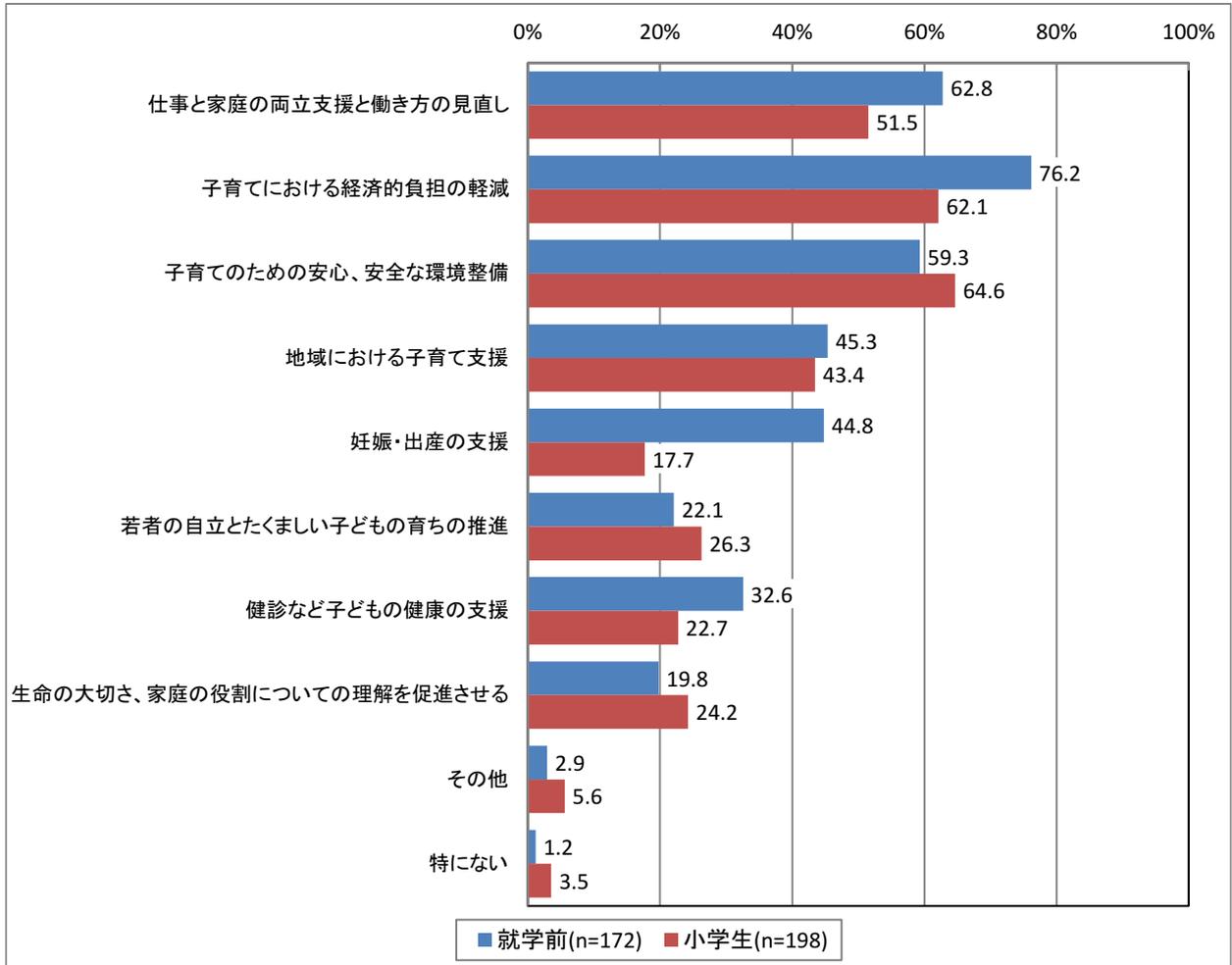
⑥本町の子育て環境

本町の子育て環境に関しては、就学前児童では、「満足」13.4%、「どちらかといえば満足」44.8%をあわせた『満足』とした回答が58.2%、小学生児童では、「満足」14.1%、「どちらかといえば満足」43.4%をあわせた『満足』は57.5%となっています。



⑦子育て支援について

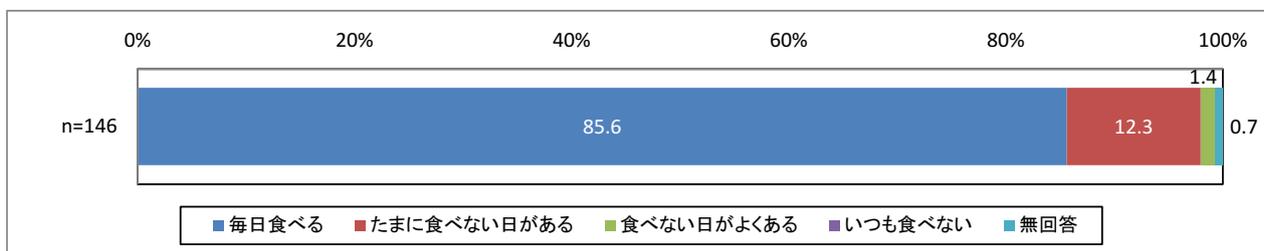
望ましい子育て支援では、就学前児童、小学生児童ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「子育てのための安心、安全な環境整備」が多くなっています。



(8)小学生調査結果

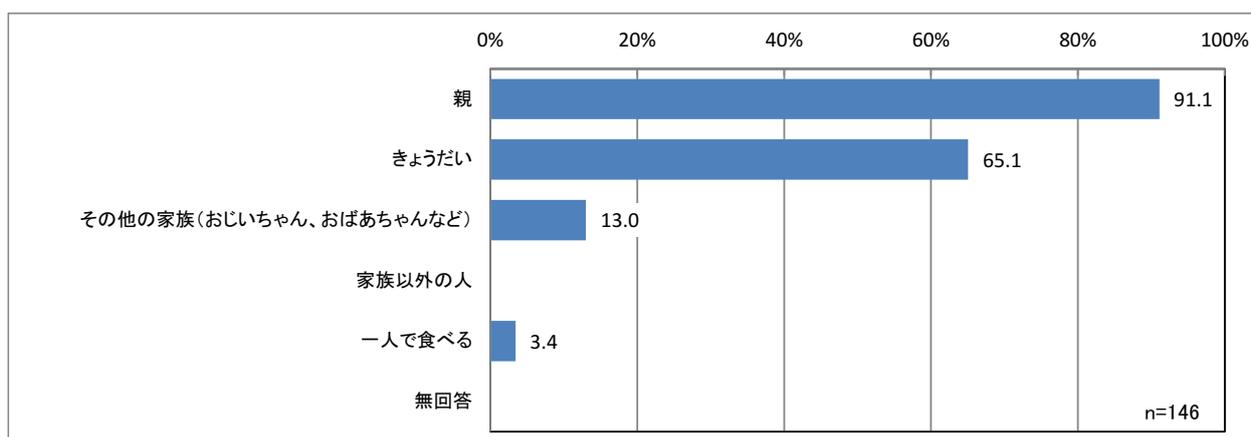
①朝食の状況

朝食の状況に関しては、「毎日食べる」が 85.6%で最も多く、次いで「たまに食べない日がある」12.3%、「食べない日がよくある」1.4%の順となっています。



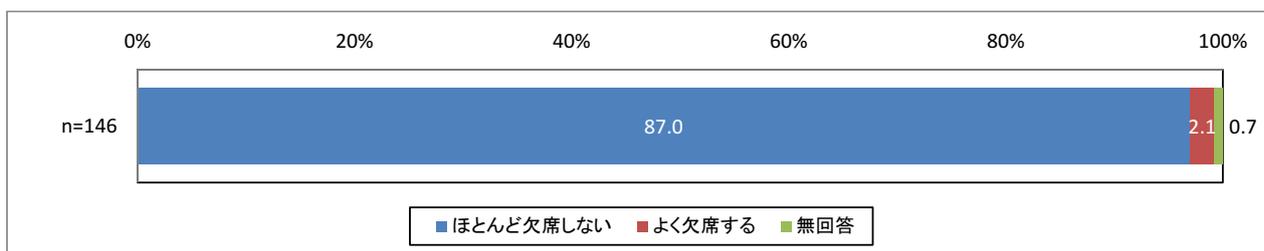
②夕食の状況

夕食を誰と食べるかに関しては、「親」が 91.1%で最も多く、次いで「きょうだい」65.1%、「その他の家族(おじいちゃん、おばあちゃんなど)」13.0%の順となっています。



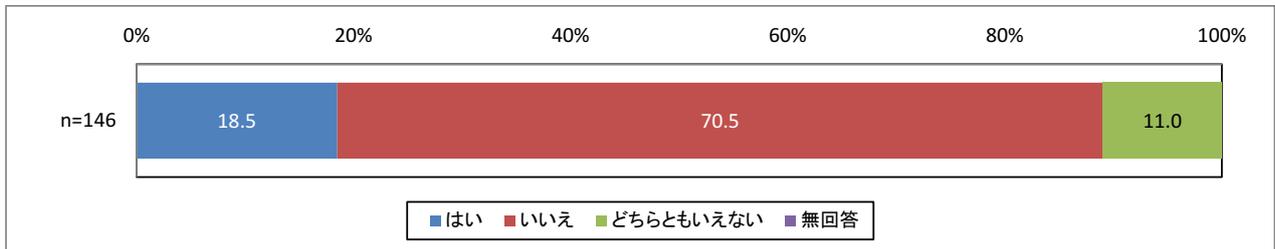
③学校への出席状況

学校への出席状況に関しては、「ほとんど欠席しない」が 87.0%で最も多く、次いで「たまに欠席する」10.3%、「よく欠席する」2.1%の順となっています。



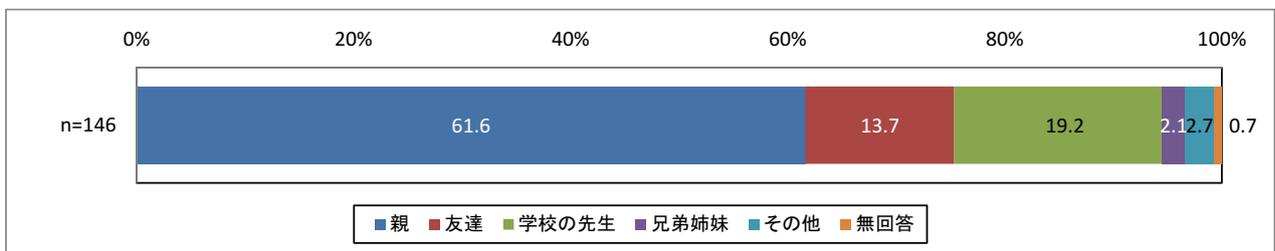
④困りごとの有無

困っていることがあるかでは、「いいえ」が70.5%で最も多く、次いで「はい」18.5%、「どちらともいえない」11.0%の順となっています。



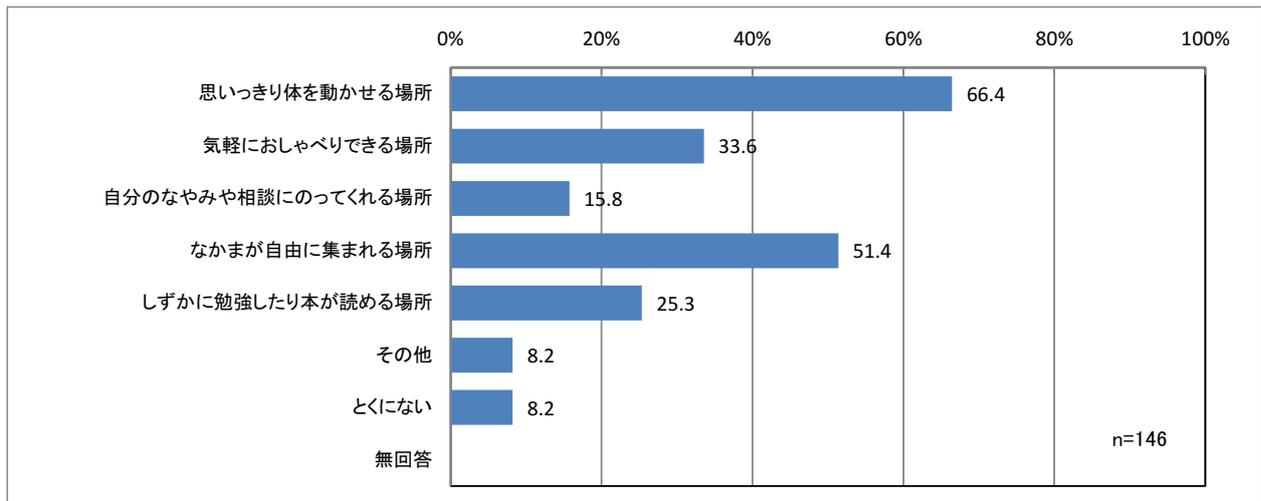
⑤困りごとの相談先

困っていることを誰に相談するかでは、「親」が61.6%で最も多く、次いで「学校の先生」19.2%、「友達」13.7%の順となっています。



⑥別海町にほしい場所

どんな場所がもっと別海町にあれば良いと思うかでは、「思いっきり体を動かせる場所」が66.4%で最も多く、次いで「なかまが自由に集まれる場所」51.4%、「気軽におしゃべりできる場所」33.6%の順となっています。



5 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「別海町子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき 5 つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 周囲に頼ることができない家庭が一定以上存在

子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無で、「いない／ない」の回答が11.6%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。

課題2 仕事と育児の両立のために必要な支援策の強化

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 81.9%、小学生児童で 88.3%となっています。また、現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で 78.6%、小学生児童で 45.0%となっており、子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

課題3 土日や祝日にも対応した保育環境の整備・維持が必要

土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望については土曜日では 51.8%、日曜日・祝日で 22.1%、長期休暇中で 74.7%となっています。土曜日や長期休業中の教育・保育事業のニーズが高く、今後の就労意向も踏まえると、利用ニーズがさらに増加することが考えられます。子育てにおけるリフレッシュの為に土曜日や長期休業中の教育・保育事業の整備が必要とされます。

課題4 中期的視野に立った放課後の過ごし方の受け皿確保の検討

放課後児童クラブの就学前児童(5歳以上)の利用希望は、低学年時で 34.5%、高学年時で 20.7%となっています。子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、放課後児童クラブは一定の役割を担っています。子どもを一時的に預かるだけではなく、学力の向上をはじめ、子どもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

課題5 子育て環境に関する評価改善、子育て支援策への新たな取組

子育て環境に関する評価をみると、「満足」、「どちらかといえば満足」をあわせた『満足』とした回答は、就学前児童で 58.2%、小学生児童で 57.5%と、評価は若干低いと言えます。この評価を引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みが必要と考えられます。また、ニーズとして上位にあがっている子育て支援に関して、現在の取り組みに関する精査を行うとともに、新たな取り組みの検討を行うなど充実を図る必要があります。

第3章

基本的な考え方

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

第2期計画においては、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育て・子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりを目指し、基本理念を、『子どもの健やかな育ちを守る 笑顔で支え合う子育ての町』と定めました。

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

子どもの健やかな育ちを守る 笑顔で支え合う子育ての町

1. 家庭や地域と協力・連携し、子どもが安心して生まれ、子育てしやすい環境づくりを進めます。
2. 子どもの幸せと健康を基本に、社会の一員として自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成を目指します。
3. 人と人とのふれあいを大切にし、地域で子育て支援と子どもの健やかな育ちの実現に取り組みます。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次3つを基本目標に掲げ、子育てをする家庭を地域全体で支える町づくりを目指します。

(1)子どもの健やかな育ち

子どもは、一人一人がかげがえのない存在として大切にされ、権利等が尊重されなければなりません。

障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、全ての子どもを心身共に健やかに育むために、子どもと子育て家庭を支援します。

また、一人ひとりの子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになるよう支援します。

(2)笑顔があふれる町

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成する基礎となります。子どもを育てる、子育てを支援することを通じて、笑顔あふれる、豊かさを実感する町づくりを推進します。

(3)支えあう子育ての町

近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、地域子ども・子育て支援事業での支援とあわせて、地域全体で課題に取り組み、お互いが支え合うことで、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

3 計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 |
|-------------------------------|---|---------------------------|
| 子どもの健やかな育ちを守る 笑顔で支え合う子育ての町 | 子ども子育て支援事業計画 | |
| | 1 子どもの健やかな育ち 2 笑顔があふれる町 3 支えあう子育ての町 | (1)子ども・子育て支援給付 |
| | | (2)地域子ども・子育て支援事業 |
| | 次世代育成支援行動計画 | |
| | 1 子育てしやすいまちづくり | (1)地域における子育て支援サービスの充実 |
| | | (2)保育サービスの充実 |
| | | (3)子育て支援のネットワークづくり |
| | 2 子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援の充実 | (1)子どもや母親の健康の確保 |
| | | (2)食育の推進 |
| | | (3)子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実 |
| | | (4)小児医療の充実 |
| | 3 一人ひとりの子どもの状況に配慮した支援 | (1)児童虐待防止対策の充実【重点項目1】 |
| | | (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進【重点項目2】 |
| | | (3)障がい児施策の充実【重点項目3】 |
| | | (4)子どもの未来を応援する取り組みの推進 |
| | 4 子育てしやすい生活環境づくり | (1)良質な生活環境の確保 |
| | | (2)安心・安全な道路交通環境の整備 |
| | | (3)子どもを犯罪等から守るための活動の推進 |
| | | (4)児童の健全育成 |

第4章

子ども・子育て支援事業計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 教育・保育施設 | 認定こども園、幼稚園、保育所 |
| 地域型保育事業 | 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 |

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

| 地域子ども子育て支援事業 | |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 利用者支援事業 | 11. 放課後児童健全育成事業 |
| 2. 地域子育て支援拠点事業 | 12. 子育て世帯訪問支援事業【新規】 |
| 3. 妊婦健康診査事業 | 13. 児童育成支援拠点事業【新規】 |
| 4. 乳児家庭全戸訪問事業 | 14. 親子関係形成支援事業【新規】 |
| 5. 養育支援訪問事業 | 15. 産後ケア事業【新規】 |
| 6. 子育て短期支援事業 | 16. 妊婦等包括相談支援事業【新規】 |
| 7. ファミリー・サポート・センター事業 | 17. 乳児等通園支援事業【新規】(令和7年度のみ) |
| 8. 一時預かり事業 | 18. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| 9. 延長保育事業 | 19. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| 10. 病児・病後児保育事業 | |

3 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

本町では、教育・保育提供区域は、全体としては町内全域として設定しますが、今後もより細かな地区毎のニーズ把握に努め、必要に応じた供給・確保方策について調整を図ります。

(1)教育・保育提供区域

| 事業区分 | 区域設定 | 区域設定の考え方 |
|------------|-------------|---|
| 1号認定(3～5歳) | 全町 (1区域) | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、別海町内を1区域とします。 |
| 2号認定(3～5歳) | | |
| 3号認定(0歳) | | |
| 3号認定(1歳) | | |
| 3号認定(2歳) | | |

(2)地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

| 事業区分 | 区域設定 | 区域設定の考え方 |
|-----------------------|-------------|---|
| ①利用者支援事業 | 全町 (1区域) | 現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、別海町内を1区域とします。 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | | |
| ③妊婦健診事業 | | |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | | |
| ⑤養育支援訪問事業 | | |
| ⑥子育て短期支援事業 | | |
| ⑦子育て援助活動支援事業 | | |
| ⑧一時預かり事業 | | |
| ⑨延長保育事業 | | |
| ⑩病児・病後児保育事業 | | |
| ⑪放課後児童健全育成事業 | | |
| ⑫子育て世帯訪問支援事業【新規】 | | |
| ⑬児童育成支援拠点事業【新規】 | | |
| ⑭親子関係形成支援事業【新規】 | | |
| ⑮産後ケア事業【新規】 | | |
| ⑯妊婦等包括相談支援事業【新規】 | | |
| ⑰乳児等通園支援事業【新規】令和7年度のみ | | |
| ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業 | | |
| ⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | | |

4 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童及び小学生児童はいずれも減少する見込みとなっています。

■ 就学前児童数の推計値

| | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|----|------|------|------|-------|-------|
| 0歳 | 78 | 77 | 73 | 71 | 71 |
| 1歳 | 58 | 77 | 76 | 72 | 70 |
| 2歳 | 96 | 59 | 78 | 77 | 73 |
| 3歳 | 88 | 96 | 59 | 78 | 77 |
| 4歳 | 88 | 87 | 95 | 58 | 77 |
| 5歳 | 106 | 88 | 87 | 95 | 58 |
| 計 | 514 | 484 | 468 | 451 | 426 |

※住民基本台帳人口（令和2年～令和6年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■ 小学生児童数の推計値

| | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----|------|------|------|-------|-------|
| 6歳 | 103 | 106 | 88 | 87 | 95 |
| 7歳 | 115 | 103 | 106 | 88 | 87 |
| 8歳 | 99 | 115 | 103 | 106 | 88 |
| 9歳 | 128 | 100 | 116 | 104 | 107 |
| 10歳 | 108 | 126 | 98 | 114 | 102 |
| 11歳 | 133 | 110 | 128 | 100 | 116 |
| 計 | 686 | 660 | 639 | 599 | 595 |

※住民基本台帳人口（令和2年～令和6年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

5 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

■認定の区分

| 支給認定区分 | 対象 | 保育の必要性の有無 | 主な利用施設 |
|--------------------|-------|-----------|--------------------------|
| 1号認定 (教育標準時間認定) | 満3歳以上 | 必要としない | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 (保育認定) | 満3歳以上 | 必要とする | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 (保育認定) | 満3歳未満 | 必要とする | 保育所 認定こども園 地域型保育事業 |

また、保育の必要性の認定にあたっては、(1)保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)、(2)保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3)「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

■保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1)教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町では、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

①1号認定(3歳以上、幼稚園機能を希望)

【実施状況】

単位：人 各年4月時点

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 110 | 109 | 97 | 99 | 97 |
| | 確保内容 | 229 | 166 | 166 | 166 | 166 |
| 実績値 | | 103 | 103 | 93 | 82 | 52 |

【量の見込みと確保内容】

単位：人 各年4月時点見込み

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 70 | 68 | 60 | 58 | 53 |
| ②確保(定員)内容 | 94 | 94 | 94 | 94 | 94 |
| 別海くるみ幼稚園 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 別海愛光幼稚園 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 上西春別幼稚園 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 野付幼稚園 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| 別海保育園 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 上西春別保育園 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 中春別保育園 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 過不足(②-①) | 24 | 26 | 34 | 36 | 41 |

②2号認定(3歳以上、保育園機能を希望)

【実施状況】

単位：人 各年4月時点

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 230 | 228 | 204 | 207 | 204 |
| | 確保内容 | 297 | 287 | 287 | 287 | 287 |
| 実績値 | | 237 | 241 | 223 | 245 | 240 |

【量の見込みと確保内容】

単位：人 各年4月時点見込み

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 210 | 202 | 179 | 172 | 158 |
| ②確保(定員)内容 | 319 | 319 | 319 | 319 | 319 |
| 別海くるみ幼稚園 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 別海愛光幼稚園 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 上西春別幼稚園 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 野付幼稚園 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 別海保育園 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| 上西春別保育園 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 中春別保育園 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 認可外保育 へき地保育園 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 過不足(②-①) | 109 | 117 | 140 | 147 | 161 |

③3号認定(0歳)

【実施状況】

単位：人 各年4月時点

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 確保内容 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 実績値 | | 6 | 9 | 7 | 8 | 6 |

【量の見込みと確保内容】

単位：人 各年4月時点見込み

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ②確保(定員)内容 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 別海保育園 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 上西春別保育園 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 小規模保育施設くるり | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 過不足(②-①) | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |

④3号認定(1歳)

【実施状況】(1・2歳)

単位：人 各年4月時点

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| | 確保内容 | 69 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| 実績値 | | 71 | 76 | 60 | 87 | 97 |

【量の見込みと確保内容】

単位：人 各年4月時点見込み

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 24 | 31 | 31 | 29 | 28 |
| ②確保(定員)内容 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 |
| 別海保育園 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 上西春別保育園 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 小規模保育施設くるり | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 過不足(②-①) | 7 | 0 | 0 | 2 | 3 |

⑤3号認定(2歳)

【量の見込みと確保内容】

単位：人 各年4月時点見込み

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 51 | 33 | 43 | 43 | 41 |
| ②確保(定員)内容 | 51 | 51 | 51 | 51 | 51 |
| 別海くるみ幼稚園 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 別海保育園 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 上西春別保育園 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 小規模保育施設くるり | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 家庭的保育施設「おひさま」 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 過不足(②-①) | 0 | 18 | 8 | 8 | 10 |

【確保方策の考え方】

3歳未満児の入園施設に限りがある状況のなか、今後も利用調整への理解を図りながら待機児童を発生させないことを町の最優先事項として取り組みます。

また、課題とする地域格差を埋めるため、私立認定こども園、地域型保育施設事業者及び関係部署や関係団体等との課題共有、解決に向け協議を進めることとし、機動力のある民間活用を含め一時預かり事業の開始や、保育開始年齢の引き下げ等地域の実情に考慮した多様な教育・保育提供サービスのあり方を検討します。

今後の児童数減少もあわせて見据えながら、地域の活力を最大限に発揮できるよう、民間事業者と協力し、子どもと保護者のニーズに応じていきます。

(2)教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の一体的な提供の推進においては、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的にとらえた環境の整備が重要です。このため、本町では第1期計画において、保育園と幼稚園両方の認可を持つ認定こども園への移行を推進し、就学前の教育・保育を一体的に提供できること、発達や学びの連続性を確保できるといった特徴から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図りました。

引き続き、認定こども園、へき地保育園と小学校との連携強化に努めます。

(3)教育・保育の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、幼稚園教諭、保育士やそれを支える、子どもの育ちを支援する者自身の待遇改善が必要です。また、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供できる体制の充実を図ります。

①職員配置の充実と職場環境の改善

②職員の資質向上に向けた研修等の充実

(4)産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産後休暇・育児休業明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するなど利用しやすい環境の整備を図ります。

(5)特別な支援が必要な子どもへの対応

障がい及び発達に不安を抱える子どもに対して、その子の状態を踏まえ適切な支援を行うとともに、社会的養護が必要な子どもや海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、特別な配慮が必要な子どもに対し円滑に教育・保育が受けられるよう、関係機関が連携し、適切な対応に努めます。

(6)幼児教育・保育の無償化制度

令和元年10月1日より、幼稚園、保育所(園)、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児のクラスまでの子どもと、町民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもの対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。また、本町の独自施策である、国の制度を超えた第2子保育料半額、第3子以降保育料無償化についても、これまでに引き続き実施します。

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する子どもを対象に、子育てのための利用給付が創設されました。

①幼稚園・保育所(園)・認定こども園等を利用する子ども

| | |
|--------------|--|
| 対象施設 | 幼稚園、保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業 |
| 対象の子ども・対象の範囲 | <p>3～5歳児クラス：すべての子どもの利用料を無償化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園は入園できる時期に合わせて、満3歳児クラス(3歳になった日から最初の3月31日までの子ども)から無償化の対象となります。 ・通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外です。ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども又は第3子以降の子どもは、給食のうち副食(おかず・おやつ)の費用が免除されます。 ・地域型保育事業、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。 ・0～2歳児クラス：住民税非課税世帯の利用料が無償化 |

※第2子以降の保育料軽減(本町独自事業)について
認定こども園等を利用する0～2歳児クラスの軽減については、国の制度を超え、引き続き実施します。

②幼稚園の預かり保育を利用する子ども

| | |
|--------------|---|
| 対象施設 | 幼稚園の預かり保育 |
| 対象の子ども・対象の範囲 | <p>3～5歳児クラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ・3歳児クラスから、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円まで範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。 ・満3歳児クラス(3歳になった日から最初の3月31日までの子ども)は、住民税非課税世帯のみを対象に最大月額16,300円までの範囲で預かり保育が無償化されます。 ・国の基準に適合し、対象事業として町の確認を受けたものに限りします。 ・通っている園が十分な預かり保育を実施していない場合(平日8時間以上又は、開所日数年鑑200日以上)などは、認可外保育などの利用料も対象になります。 |

③認可外保育施設等を利用する子ども

| | |
|--------------|--|
| 対象施設 | 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 |
| 対象の子ども・対象の範囲 | <p>3～5歳児クラス：月額37,000円までの利用料が無償化</p> <p>0～2歳児クラス：住民税非課税世帯が対象、月額42,000円までの利用料が無償化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ・無償化の対象となる認可外保育施設は、道に届出を行い、対象事業として町の確認を受けたものに限りします。 ・保育所等(保育所(園)、認定こども園、企業主導型保育事業)を利用できない場合に対象となります。 ・通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外です。 |

6 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1)利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。

【現状と課題】

現在は、妊産婦・乳幼児を対象に母子健康センターや保健センターにおいて、育児や栄養、母乳の相談等を行い妊娠期からの支援を行っています。また、福祉課において、教育・保育施設等の利用に関する相談に応じています。

【実施状況】

| | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 箇所 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績 | | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基本型・特定型 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| こども家庭センター型 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【確保方策の考え方】

すべての子どもと子育て家庭に対する相談窓口として、令和7年4月にこども家庭センターを設置し、母子保健サービスや子育て支援を必要とする妊産婦や子育て世帯に対し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援体制を整備します。また、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図ります。

(2)地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。

【現状と課題】

本町では、「子育て支援センターはみんぐ」に拠点において親子あそびや育児相談等の事業を実施しています。また、各地域に支援員が出向き、同様の事業を実施しています。

また、子育て支援事業(すくすく学級)では、本町の未就園児の親子の交流や体験学習等を通して、家庭での教育力向上の場としても成果を上げています。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 延べ人数 | 4,932 | 4,840 | 4,886 | 4,764 | 4,642 |
| | 確保方策 | | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| 実績 | 2,280 | | 1,641 | 1,117 | 2,073 | 2,116 | |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ①量の見込み | 延べ人数 | 1,730 | 1,588 | 1,693 | 1,641 | 1,596 |
| ②確保方策 | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 過不足(②-①) | | 270 | 412 | 307 | 359 | 404 |

【確保方策の考え方】

引き続き、すべての子ども・子育て家庭への支援となるためには、日常生活の動線上に子育て支援の拠点があることが重要であるという方針のもと、子育て支援の場の活用による拠点の充実に努めます。また、保護者の育児ストレスの解消や乳児虐待の未然防止、早期発見など新たな課題やニーズへの対応にも資するよう機能の充実に図ります。

近年、核家族化が進み子育てに不安を感じる保護者が増加傾向にあり、すくすく学級での学習の場も重要な位置づけとなります。相互の強みを生かし、事業の効率化と更なる機能拡充を目的に事業を進めます。

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状と課題】

本町では受診券交付を前期、中期、後期の3回に分けて面接交付しており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の機能強化を図っています。

本事業による医学的な検査により、母体、胎児の健康状態の把握が可能となり、また超音波検査から胎児の状態がわかり、面談を通じ出産に関する助言を行うことで母の不安解消を図っています。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 実人数 | 99 | 97 | 94 | 92 | 92 |
| | 確保方策 | | 99 | 97 | 94 | 92 | 92 |
| 実 績 | | | 111 | 79 | 125 | 103 | 102 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 実人数 | 83 | 82 | 78 | 75 | 75 |
| ②確保方策 | | 83 | 82 | 78 | 75 | 75 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

すべての妊婦が、経済的な理由から必要な時期に健診を受診しないまま、出産に至ることのないよう、標準的な健診回数(14回)の公費負担を継続していきます。

また、本町では母子健康センター助産師が母子健康手帳交付時や健診受診券を3回に分けて交付する中で妊婦との面談を実施し、妊婦の生活状況、健康状態を把握し心身のケアを行うなど妊娠早期からの手厚い支援体制が本町の大きな強みとなる妊婦サポートを継続していきます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う事業です。

支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立を防ぐことを目的としています。

【現状と課題】

保健センター保健師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、面談を通し育児等に関する産後の母の様々な不安、悩みの解消等相談支援を行っています。

また、養育環境や母子の状況を把握し、必要時早い段階で次の支援につなげていくためにも重要な事業です。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 実 件 数 | 88 | 86 | 83 | 82 | 80 |
| | 確保方策 | | 88 | 86 | 83 | 82 | 80 |
| 実 績 | | | 89 | 72 | 48 | 44 | 46 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 実 件 数 | 35 | 35 | 33 | 32 | 32 |
| ②確保方策 | | 35 | 35 | 33 | 32 | 32 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

乳児家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児家庭の孤立を防ぎ、養育支援訪問事業とあわせ子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の一環として、引き続き現状の体制を継続し母子の支援に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状と課題】

乳児家庭全戸訪問事業や母子保健法に基づく訪問事業と連携し、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育力向上に寄与しています。本事業の実施により、支援の必要な家庭への対応が可能となり、児童虐待の発生予防に大きな効果があると考えます。

現在は、保健センター保健師や母子健康センター助産師が主な役割を果たしています。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 実 件 数 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 確保方策 | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 実 績 | | | 108 | 29 | 16 | 24 | 23 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 実 件 数 | 20 | 19 | 19 | 18 | 17 |
| ②確保方策 | | 20 | 19 | 19 | 18 | 17 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

本町ではこれまで、母子保健法に基づく訪問事業を核とし、養育支援が必要な児童や家庭について保健師が中心となり相談支援に努めてきました。また、別海町要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を相互に連携させ児童虐待の発生予防に取り組んできました。引き続き、現状の体制を維持し支援に努めます。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等において養育や保護を行う事業です。また、トワイライトステイは仕事やその他の理由により平日の夜や休日不在の場合が対象となる事業です。

【現状と課題】

どちらの事業もこれまで本町では実施していません。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 延べ人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実 績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ①量の見込み | 延べ人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

利用希望があった場合は、町外施設等により対応することとします。ニーズによってはファミリー・サポート・センター事業による対応が可能となる場合も考えられます。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人(利用会員)、子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)、送迎に特化したお手伝いをしたい人(準協力会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が会員登録し、子育てのサポートを提供する相互援助活動について、連絡調整を行い、子育て支援を行う事業です。

【現状と課題】

制度の認知と事業拡充により利用者が増加傾向にあります。

本町の基本理念である人と人のふれあいを大切にし、地域で子育て支援を図るうえでも、重要な事業であると考えます。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 延べ人数 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 確保方策 | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 実 績 | | | 240 | 313 | 311 | 570 | 550 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ①量の見込み | 延べ人数 | 534 | 514 | 498 | 466 | 463 |
| ②確保方策 | | 534 | 514 | 498 | 466 | 463 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

子育ての支援が必要となったときの子育て世帯が利用しやすい体制整備と、さらなる事業内容周知に努めます。

また、事業をより充実したものとするため、会員養成講座を開催し、会員数の増加を促進します。

(8)一時預かり事業

①幼稚園型

通常の教育時間後や長期休業期間中などに、希望する在園児(1号認定)を対象に保育を行う事業です。

【現状と課題】

全ての認定こども園において実施しています。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画 | 量の見込み | 延べ人数 | 4,523 | 4,523 | 4,182 | 4,182 | 4,182 |
| | 確保方策 | | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| 実績 | | | 2,199 | 2,072 | 1,944 | 3,180 | 2,562 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 箇所 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| ①量の見込み | 延べ人数 | 2,726 | 2,619 | 2,329 | 2,233 | 2,049 |
| ②確保方策 | | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 過不足(②-①) | | 274 | 381 | 671 | 767 | 951 |

【確保方策の考え方】

引き続き、全ての認定こども園において実施し、量の見込みに対する供給量を確保する体制整備に努めます。

②幼稚園型を除く

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園その他の場所において、一時的に保育を行う事業です。

【現状と課題】

本町では、本事業の実施はありませんが、ファミリー・サポート・センター事業を活用し対応しています。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | | 658 | 651 | 618 | 616 | 602 |
| | 確保方策 | 延べ人数 | 662 | 742 | 722 | 712 | 702 |
| 実 績 | | | 439 | 272 | 92 | 39 | 65 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ①量の見込み | 延べ人数 | 33 | 31 | 30 | 29 | 27 |
| ②確保方策 | | 40 | 40 | 40 | 30 | 30 |
| 過不足(②-①) | | 7 | 9 | 10 | 1 | 3 |

【確保方策の考え方】

今後、地域の保護者支援となるよう体制整備に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業を活用した対応についても継続実施します。

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園等で保育を実施する事業です。

【現状と課題】

本町での事業実績はありません。

【各施設の開園時間】

- ・保育所型認定こども園(公立) 7時30分 ~ 午後6時30分
- ・幼稚園型認定こども園(私立) 8時00分 ~ 午後6時00分
- ・幼稚園型認定こども園(公立) 9時00分 ~ 午後5時00分

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 延べ人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実 績 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ①量の見込み | 延べ人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

保育時間を越えた預かりが必要な場合には、ファミリー・サポート・センター事業を活用し保護者の支援に努めます。

計画期間中における本事業の実施予定はありません。

(10)病児保育事業

病児期、病気回復期のために保育園や学校等で集団生活が困難な期間において、その子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状と課題】

令和5年2月から事業を実施しています。
子育てと就労の両立の支援となっています。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 延べ人数 | 121 | 124 | 117 | 117 | 114 |
| | 確保方策 | | 0 | 0 | 117 | 117 | 114 |
| 実 績 | | | 0 | 0 | 0 | 48 | 48 |

【量の見込みと確保内容】

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施箇所数 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ①量の見込み | 延べ人数 | 41 | 38 | 37 | 36 | 34 |
| ②確保方策 | | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 過不足(②-①) | | 9 | 2 | 3 | 4 | 6 |

【確保方策の考え方】

事業を継続し、子育てと仕事の両立支援に努めます。

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(1～6年生)に対し、授業の終了後や長期休業期間に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【現状と課題】

本町では、3地区(別海市街地地区、西春別地区、中春別地区)に放課後児童クラブを設置し事業を実施しています。

【実施状況】

| | | 単位 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 画 | 量の見込み | 登録人数 | 190 | 173 | 169 | 150 | 137 |
| | 確保方策 | | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| 実 績 | | | 175 | 161 | 174 | 150 | 181 |

【量の見込みと確保内容】

| | | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|--|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施箇所数 | | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ①量の見込み | | 登録人数 | 142 | 143 | 132 | 125 | 122 |
| 1年生 | | | 55 | 56 | 51 | 48 | 47 |
| 2年生 | | | 41 | 42 | 38 | 36 | 35 |
| 3年生 | | | 29 | 30 | 28 | 27 | 25 |
| 4年生 | | | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 5年生 | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 6年生 | | | 5 | 4 | 4 | 3 | 4 |
| ②確保方策 | | | 160 | 160 | 160 | 160 | 160 |
| 過不足(②-①) | | | 18 | 17 | 28 | 35 | 38 |

【確保方策の考え方】

放課後児童クラブに限らず子どもの居場所づくりの必要性がありますが、スクールバスでの下校状況などから、子どもの送迎が新たな保護者負担となることが懸念されます。子どもの居場所づくりに関係する機関(学校、地域、教委、福祉)と課題を共有し協議・検討を進めます。

放課後児童クラブが設置されていない地域でニーズがある小学校区においては、公共施設等を利用し放課後こども教室が行われており、事業の受け皿となる団体等に支援を継続します。

(12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 実人数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②確保方策 | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 過不足(②-①) | | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

【確保方策の考え方】

令和7年4月から事業を開始します。

今後、教育委員会等関係機関と実態把握に努め、支援方法について検討します。

(13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

事業の実施予定はありませんが、今後ニーズの把握に努めます。

(14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 実人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

事業の実施予定はありませんが、今後ニーズの把握に努めます。

(15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 延べ人数 | 58 | 57 | 54 | 52 | 52 |
| ②確保方策 | | 83 | 82 | 78 | 75 | 75 |
| 過不足(②-①) | | 25 | 25 | 24 | 23 | 23 |

【確保方策の考え方】

利用実績から全妊婦の7割が利用しており、産婦推計に乗じています。

(16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 延べ回数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

本事業について、本町では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 延べ人数 | 648 | 540 | 540 | 432 | 432 |
| ②確保方策 | | 720 | 720 | 720 | 720 | 720 |
| 過不足(②-①) | | 72 | 180 | 180 | 288 | 288 |

【確保方策の考え方】

1日の利用定員に開設日数を乗じて算出しています。

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費などは、実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。

この実費徴収に対して保護者の負担軽減を図るため、所得状況等を勘案して助成を行う事業です。

【現状と課題】

本町ではこれまでも、国基準が生活保護世帯を対象としているのに対し、住民税非課税世帯まで対象者を拡充し実施しています。

| | 単位 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 延べ件数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ②確保方策 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 過不足(②-①) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

低所得者世帯の経済的負担を軽減し児童が等しく教育・保育等を受ける機会を確保します。

(19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- ①多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(巡回事業)
- ②多様な主体の参入促進事業(特別支援)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するために、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図る事業です。

【確保方策の考え方】

本町での事業実績はありませんが、特定教育・保育施設等の入所状況等を勘案しながら、良質な民間事業者の参入促進を検討するとともに、新たに運営を開始する事業者に対し、相談等の支援を行います。

7 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や認定こども園と小学校との連携についての基本的考え方を踏まえ、本町におけるこれらの連携を推進します。

また、教育・保育事業同様、計画期間において見込まれる全体的な児童人口の減少と供給の確保のあり方について、地域の実情や人材の確保といった課題を勘案し、関係機関及び民間事業者と協力し、ニーズに応じていきます。

8 年齢別・ステージ別の取り組み

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指し、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援に取り組み、町の実情に合わせた子育て支援や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。

| | 妊娠 | 出産～乳幼児期 | | 就学前 | 就学後 | |
|-------------|------------|----------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|---------------------------|-----|
| | | 出産～新生児期 | 0～2歳 | 3～5歳 | 6歳～(小学生) | 中学生 |
| 申請 | 母子健康手帳 | 出生届 | | | | |
| 健康診査 | 妊婦健康診査受診券等 | 産婦健康診査 | 4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 | 3歳児健康診査 | | |
| 手 各 種 当 当 | | 児童手当 | | | | |
| | | 障害児福祉手当 | | | | |
| 助 成 | | こども医療費助成 | | | | |
| | 福祉牛乳 | 新生児聴覚検査 | 福祉牛乳 | | 就学援助 | |
| | | | | | 学校給食費無償化 | |
| 訪 問 | | 乳児家庭全戸訪問 | | | | |
| | | 養育支援訪問 | | | | |
| | | 子育て世帯訪問支援事業 | | | | |
| 教 室 | マタニティークラス | | 離乳食教室 1歳3か月歯磨 | | | |
| | | インファント・マッサージ教室 | | | | |
| 地 域 の 遊 び 場 | | 認定こども園等での園開放 | | 児童館(ひよこクラブ・おやこクラブ) | | |
| | | 地域子育て支援拠点(子育て支援センター はみんぐ・すくすく学級) | | | | |
| 相 談 | | 育児相談・健康相談 | | | | |
| | 不妊相談 | 産後ケア事業 | 母乳育児支援 | 5歳児相談 | | |
| | 電話相談 | 産婦相談 | 乳幼児相談(6か月・9か月・1～2歳) | | | |
| | | こども家庭センター | | | | |
| 教 育 ・ 保 育 | 産前産後の保育 | | 認定こども園(3号認定) 小規模・家庭的保育 | 認定こども園(1号認定・2号認) へき地保育園 一時預かり | 放課後児童クラブ | 性教育 |
| | | ファミリー・サポート・センター | | | | |
| | | 認定こども園、学校給食での食育・地産地消 | | | | |
| | | | | | サマー・ウィンター スクール、こどもまつり等 | |

第5章

次世代育成支援行動計画の継続について

第5章 次世代育成支援行動計画の継続について

1 目的

第2期計画においては、次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、別海町においてこれまで取り組んできた「別海町次世代育成支援行動計画」を引き継ぎ、子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進してきました。

また、令和6年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化が図られたことを受け、本計画においても、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を推進します。

2 重点的取り組み・社会的な支援が必要な家庭への取り組みについて

家庭の多様化に伴い、課題も個別化していますが、すべての子どもたちが心身ともに健やかに学び、育っていく上で、ひとり親や障がいのあること、貧困といった環境が成長の妨げになることがないように、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。

また、経済的な困難を和らげるための支援だけではなく、相互理解を促進し、自然な助け合いの精神を発揮できるような土壌の醸成を推進するため、以下を次世代育成支援行動計画の重点項目とします。

【重点項目1】児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、関係機関のネットワーク強化を図り、児童虐待に関する相談の充実、虐待の発生予防・早期発見、早期対応に努めます。

【重点項目2】ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけれられないというような子育ての悩みや、経済力の弱さが多くみられる傾向にあることを考慮し、サービスや支援制度に関する情報提供と利用支援に努めます。

【重点項目3】障がい児施策の充実

子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもへの機能訓練福祉サービスの充実を図ります。

また、これらに加え、子どもの貧困問題に対する「子どもの未来を応援する取り組みの推進」によって、本町でも、さまざまな課題を持つ家庭に対し、それぞれに必要な支援が行き届くようきめ細かな支援を推進します。

基本目標1**子育てしやすいまちづくり****【施策展開の基本方針】**

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保育サービスの充実と多様化や経済的支援を進め、子育て中の親たちがさまざまな年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の人々も参加した子育て支援体制を構築します。

【課題】

本町は、待機児童の発生は見られないものの、児童人口の減少や多様化する保育サービスに対する保育体制の整備や質の向上が課題となっています。

こうした課題に、本町は、親子が交流し合えるような機会や地域のネットワークやコミュニケーションを深める機会を提供することにより対応していきます。

1 地域における子育て支援サービスの充実

働きながら子どもを育てる家庭や専業主婦家庭、ひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

また、家庭教育支援の充実を図ります。

主要施策(1) 地域における子育て支援の充実

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|-------------|--|-----------|
| 1 | 病児保育事業 | 児童が病気等により集団保育が困難な場合に当該児童を病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育します。 | 福祉課 |
| 2 | 一時預かり事業 | 通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児（1号認定）を対象に保育を行う事業で、町内の認定こども園において実施しています。 事業実施園は、私立認定こども園2園（別海くるみ幼稚園、別海愛光幼稚園）及び公立認定こども園5園（上西春別幼稚園、野付幼稚園、別海保育園、上西春別保育園、中春別保育園）です。 | 福祉課 |
| 3 | 放課後児童健全育成事業 | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休業期間に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。 中央児童館及び西児童館では、放課後の時間帯において、発達段階や季節に応じた遊びの提供や各種事業を実施しています。 | 福祉課 |
| 4 | こども家庭センター事業 | 令和7年4月にこども家庭センターを設立し、妊婦から子育て中の父母等家族が安心して子育てができるよう、専門職員が情報提供及び必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い継続した支援をします。 | こども家庭センター |

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|------------------|---|-----------|
| 5 | 乳児等通園支援事業 | すべての子育て世帯に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位で利用できる乳児等通園支援事業を実施するための費用を補助しています。 | 福祉課 |
| 6 | 子育て世帯訪問支援事業 | 要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業と連携し、家事、育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦及びヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えるための事業であり、令和7年度から事業を開始します。 | こども家庭センター |
| 7 | 教材等購入費助成事業 | 保護者の世帯所得を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等に要する費用等について年間3万円を上限として助成しています。 | 福祉課 |
| 8 | 認定こども園等利用者負担助成事業 | 国で定める保育料に対し、50%の軽減措置を行っており、第2子は半額、第3子は無料としています。 また、多子世帯の軽減についても国基準より対象範囲を拡大して軽減を実施しています。 | 福祉課 |

2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備を図ります。

児童の健やかな成長を促す明るくあたたかい家庭環境・地域環境づくりを進めるため、保育機能を充実するとともに、家庭・地域・学校など関係機関の連携のもと、児童の健全な育成をはかる施策の推進に努めます。また、ひとり親家庭が安心して生活できるよう、児童や保護者に対する相談指導体制の充実を図るとともに自立援護対策の推進に努めます。

また、「保育所保育指針(平成30年3月28日:厚生労働省告示第141号)」に定められる事項について、その趣旨に沿った保育の実現に努めます。

3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう情報提供を行います。

主要施策(1) 地域における子育て支援の充実

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|-------------------|---|---------|
| 1 | 子育て支援センター事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業である地域子育て支援拠点事業を子育て支援センター（はみんぐ・すくすく学級）で実施しています。 「はみんぐ」では、子育て中の親子が気軽に立ち寄れる場の提供や育児相談等の拠点事業を行っています。 また、「すくすく学級」では、乳幼児期とその親世代における発達課題の達成に向け、毎月学習会や体験学習を実施しています。 | 福祉課 |
| 2 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、送迎に特化したお手伝いをしたい人（準提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、子育ての相互援助活動を行います。 | 福祉課 |
| 3 | 園開放事業 | 入園していない児童を対象に園児との交流等の場を提供することを目的として、認定こども園等で実施しています。 公立園では、新型コロナ発生以降、感染対策の観点から集団を対象とした園開放を行っておらず、個別での園見学等や電話相談等に対応しています。 | 認定こども園等 |

基本目標2

子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援の充実

【施策展開の基本方針】

妊娠・出産から乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくために、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、それぞれの実情に合わせた最適な支援に総合的に取り組みます。

また、家庭、学校、地域などが行うさまざまな学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるよう機会を提供します。

【課題】

妊娠期から産後・育児期のストレスによるうつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要とされています。このため、本町では、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査をはじめ、妊婦期から悩みや不安を相談できる環境整備を推進しています。

本町ではとくに、健全な食生活が健康を維持するだけでなく、団らんといったコミュニケーションの機会でもあることから、子どもの健やかな成長の基本になると考え、令和5年に「第2次別海町食育・地産地消推進計画」を策定しています。

また、民間団体によるこども食堂が実施され、異世代の交流や地域の多様な人とのつながりが育まれ、孤立防止にもつながっています。

こうした健診事業や親子食育事業、学校教育の充実により、現在から将来にわたって心身ともに健全な青少年を育成するような支援を進めます。

1 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の実施により、父親の育児参加への啓発促進や、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

主要施策(1) 総合的な健康づくりの推進

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|---------------------------|---|----------------------------|
| 1 | 「健康づくり21」に基づく肥満予防、運動習慣の推進 | 健康づくり21（第3次）において、「児童・生徒における肥満傾向児の割合」の減少を目標とし、小中学生の体格保健調査および小中学生の体格保健相談を実施します。 | 保健課 各認定 こども園 小中学校 |
| 2 | 生活習慣病予防等 | 妊娠期から乳幼児期にわたる母子保健事業において、生活リズムや食を中心とした健康な生活習慣を獲得する意義や重要性について保健指導を実施します。 | 保健課 各認定 こども園 小中学校 |

主要施策(2) 各種健(検)診の充実

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|-------------|---|----------|
| 1 | 妊婦健康診査 | 妊婦健康診査は、妊娠期間中に定期的に受診することで母体や胎児の健康状態を確認し、安心して出産に臨んで頂くために必要なものです。この健診費用を助成することで、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠期を過ごせるように支援しています。 | 母子健康センター |
| 2 | 乳幼児健診 | 母子保健法に基づき、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象として、こどもの健康の保持および増進を図るため、医師による健康診査と専門職による相談を実施しています。 | 保健課 |
| 3 | 新生児聴覚検査助成事業 | 聴覚障害の早期発見と適切な支援のために、すべての新生児が生後早期に検査を受けることが重要です。検査費用の全額を助成することで経済的負担を軽減し、安心して子育てすることができるよう支援しています。 | 母子健康センター |

主要施策(3) 母子保健の充実

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|--------------|--|-----------------|
| 1 | 妊婦・乳幼児支援関連事業 | 乳幼児健康相談・発達相談・5歳児相談・離乳食教室・各種歯科保健事業を実施し、乳幼児の健康の保持増進を図り保護者の育児を支援します。 ○出産あんしんサポート事業 ○マタニティクラス ○インファントマッサージ ○電話相談 | 母子健康センター 保健課 |
| 2 | 産後ケア事業 | 出産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを実施することにより、安心して子育てができるよう支援する事業です。 平成31年度にデイケア型からスタートし、令和2年度に宿泊型を追加、令和5年度に利用施設・種類の拡大、更に、令和6年度からは利用料の自己負担をなくしたことにより、利用者は年々増加しています。 今後もさらに事業内容の拡充を進め、子育てに不安や疲労感を抱える母子のニーズにより即した産後ケアを展開していきます。 | 母子健康センター |

2 食育の推進

別海町の健康問題である肥満・生活習慣病予防ならびに、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じている現状を考慮し、乳幼児からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着および食を通じた豊かな人間形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとするさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動の取り組みを進めます。

主要施策(1) 食育・地産地消推進計画の推進

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|--------------------|---|------------------------|
| 1 | 認定こども園、小中学校での食育の推進 | 園内敷地で野菜を栽培し、収穫した野菜の試食をしたり、講師を招いて酪農に関する話を聞いたりする機会を設けています。 | 各認定こども園 福祉課 小中学校 |
| | | 別海町食育・地産地消推進計画の基本目標である乳和食推進を目的とし、中学校での授業と組み合わせた乳和食講習会を実施しました。 また、家庭での食生活の向上と、乳和食の活用、普及促進を目的とし、小・中学校の子どもを持つ保護者等を対象にした別海町乳和食セミナーを開催しました。 | 農政課 |
| 2 | 母子保健活動での食育の推進 | マタニティクラスにおいて妊娠中の食事バランスと食事摂取量の目安・野菜の1日の必要量の提示を行いました。 離乳食教室において、離乳食の役割と進め方の説明及び試食を実施しました。 | 保健課 |

主要施策(2) 学校給食等の充実

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|----------------------|---|---------------------|
| 1 | 認定こども園や学校給食等での地産品の使用 | 毎日の飲用牛乳、調理用牛乳及びバターなどの乳製品は、100%別海町産を活用しており、魚介類も予算の範囲内で活用しています。 また、新たにデザートのみずからチーズを取り入れ、別海町産の魚介類を多く使用したメニューを作成しています。 | 各認定こども園 学校給食センター |

3 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めることが必要です。子どもたちが生涯にわたり実社会を主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ関心・意欲・態度・思考力、判断力、表現力、問題解決能力等「生きる力」の知の側面といわれる、「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。

主要施策(1) 学校教育の充実

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|----------------------|---|-------|
| 1 | 児童・生徒の生き抜く力向上につながる事業 | 別海型の教育ビジョンを構築するため、プロジェクト会議を設置し、構成員による先進的な地域の視察や、視察を参考とした公開授業など、子ども達の基礎学力の向上及び「生きる力」を向上させることを主な目標として事業を展開しています。 | 学校教育課 |
| 2 | ALTによる外国語授業の充実事業 | これからの国際化の時代を支える年代に、基礎基本の習得と、生きた英語のヒアリング、リスニングはとて重要であることから、学習指導要領に基づき、小・中学校におけるALT（外国語指導助手）を活用した外国語授業の充実を推進しています。 また、令和5年度からは町立認定こども園への訪問も開始しました。 | 学校教育課 |

主要施策(2) 学校と地域の連携

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|--------------------|--|-------|
| 1 | 別海型コミュニティ・スクール推進事業 | 学校運営に地域の声を活かし、地域一体となって学校づくりを進めることができる「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を幼稚園・保育園・小学校・中学校で導入しています。 取組を進めることで、各園、各校の実態や課題に即した、幼保小中一貫（連携）による「開かれた学校づくり」が進められています。 | 学校教育課 |
| 2 | 放課後こども教室 | ニーズのある小学校区において、学校と地域の連携を高めるため、コーディネーターを配置し、放課後こども教室を実施しています。 今後も放課後のこどもの居場所として、事業を継続します。 | 生涯学習課 |

主要施策(3) 心の問題への対応

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|-------------------------|--|-------|
| 1 | 子どものいじめ防止 | 「別海町子どものいじめ防止に関する基本方針」に基づき、学校や関係機関と連携しながらいじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んでいます。 また、各学校において年2回いじめアンケートを実施し、いじめの早期発見、早期対応に努めています。 | 学校教育課 |
| 2 | いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応 | スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの設置により相談及び支援体制を整備し、いじめや不登校、家庭環境等による児童生徒の心身の状況に起因した問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図っています。 | 学校教育課 |
| 3 | 教育支援センター「ふれあいるーむ」の体制強化 | 教員免許所有者数名と臨床心理士1名の指導体制により、不登校児童生徒の支援にあたっています。 また、令和3年4月から西部地区に「ふれあいるーむサテライト」を開設し、支援の充実を図っています。 | 学校教育課 |

4 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組めます。

主要施策(1) こども医療費の助成

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|-------------------|--|------|
| 1 | 高校生までのこどもの医療費を無償化 | 入院、通院、歯科及び調剤など医療機関でかかった医療費のうち、保険診療の自己負担分を全額助成しています。 ※保護者の所得制限なし。 ※令和6年度から助成対象者を高校生まで拡大 | 町民課 |

【施策展開の基本方針】

社会全体における少子高齢化や世帯構造、経済状況といった環境が大きく変化する中で、子どもが自分の可能性を伸ばし、未来を切り拓いていけるように支援していくことは、わが国全体の重要な課題となっています。この中で、子どもが犠牲となる児童虐待や貧困といった課題への取り組みが求められます。さまざまな課題を抱える家庭の子どもが、生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援に取り組めます。

【課題】

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあり、社会的に喫緊の課題となっています。虐待の発生予防や早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制づくりや関係機関の連携、情報共有を図ります。

また、孤立し課題を抱えやすいひとり親への支援や、障がいのある子どももいない子どもも共に個性が認められ、地域の中でいきいき暮らせる支援、子どもの貧困につながるリスクや原因を取り除くための支援など、さまざまな課題にきめこまかに対応できる体制づくりを推進します。

1 児童虐待防止対策の充実【重点項目1】

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに到るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制整備に努めます。

主要施策(1) 児童虐待防止対応の推進

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|--|---|---------------------------------|
| 1 | 要保護児童対策地域協議会 ○代表者会議 ○実務者会議 ○個別ケース検討会議 | 妊婦健診事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のため連携を図る事業です。 要保護児童対策地域協議会を構成する児童福祉、母子保健及び学校教育の各担当部局並びに民生委員児童委員協議会、警察、児童相談所及び保健所など関係機関との連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応を行っています。 | 福祉課 保健課 母子健康センター 学校教育課 |

主要施策(2) 相談、援助体制の充実

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|------------|--|---------------------------------|
| 1 | 各種相談事業 | 各関係機関からの情報提供等により、要支援者に対する相談等に対応しています。 | 福祉課 保健課 母子健康センター 学校教育課 |
| 2 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの新生児及び乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。 面談の中で育児等に関する産後の母の様々な不安や悩みの解消につながっています。 | 福祉課 保健課 |
| 3 | 養育支援訪問事業 | 養育支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育支援の実施を確保します。 | 福祉課 保健課 |

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進【重点項目2】

離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している中で、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。

主要施策(1) 医療費の助成

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|----------------|--|------|
| 1 | ひとり親家庭等医療費助成事業 | 入院、通院、歯科及び調剤など医療機関でかかった医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部又は全額を助成しています。 ○高校生以下の方 自己負担なし ○住民税非課税世帯 初診時一部負担金のみ負担 (医科 580 円、歯科 510 円、柔整 270 円) ○住民税課税世帯 総医療費の1割を負担 (月額限度額設定あり 通院 18,000 円、入院+通院 57,600 円) | 町民課 |

主要施策(2) 児童扶養手当(国)

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|-----------|---|------|
| 1 | 児童扶養手当の支給 | 婚姻解消、死亡等により父又は母がいない児童を扶養している養育者にその児童が18歳に到達した年度末まで支給する事業です。 | 福祉課 |

3 障がい児施策の充実【重点項目3】

障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携を図り、就学支援を含めた教育支援体制の整備等一貫した相互的な取り組みを推進するとともに、保護者に対する育児相談の推進等、家庭への支援も合わせて行います。

主要施策(1) 障がい児支援の総合的推進

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|----------------|---|------|
| 1 | 子ども発達支援専門職巡回事業 | 子どもの発達支援に専門的に従事する専門職（臨床心理士等）を、各認定こども園、小・中学校に派遣し専門的な支援を行います。 令和6年度から言語聴覚士の派遣も実施しています。 | 福祉課 |

主要施策(2) 教育・療育の充実

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|----------------|---|------|
| 1 | 子ども発達支援センター事業 | 子ども発達支援センター（児童デイサービスセンター内）における、相談・療育支援・園訪問・家族への相談支援、コーディネート等を行います。 また、令和7年度から、児童デイサービスセンターにおいて保育所等訪問支援事業を実施することに伴い、北海道が認定する「市町村中核子ども発達支援センター」として地域の中核的施設として位置づける予定です。 | 福祉課 |
| 2 | 児童デイサービスセンター事業 | 障がい児に対し、その障がいの程度に応じて心身の発達を支援することにより、障がい児の福祉の増進を図るため、障害児通所支援事業を行います。令和6年度から、町の障がい児支援の中核的な役割を担う「地域障害児支援体制中核拠点」として登録しています。 また、今後の取り組みとして令和7年度から、放課後等デイサービス事業を休止し、新たに保育所等訪問支援事業を実施します。 | 福祉課 |

主要施策(3) 広報・啓発活動等の推進

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|------------|---|------|
| 1 | 理解促進研修会の開催 | 障がいの有無に関わらず、誰もが共に支え合える地域づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業等を推進します。 | 福祉課 |

4 子どもの未来を応援する取り組みの推進

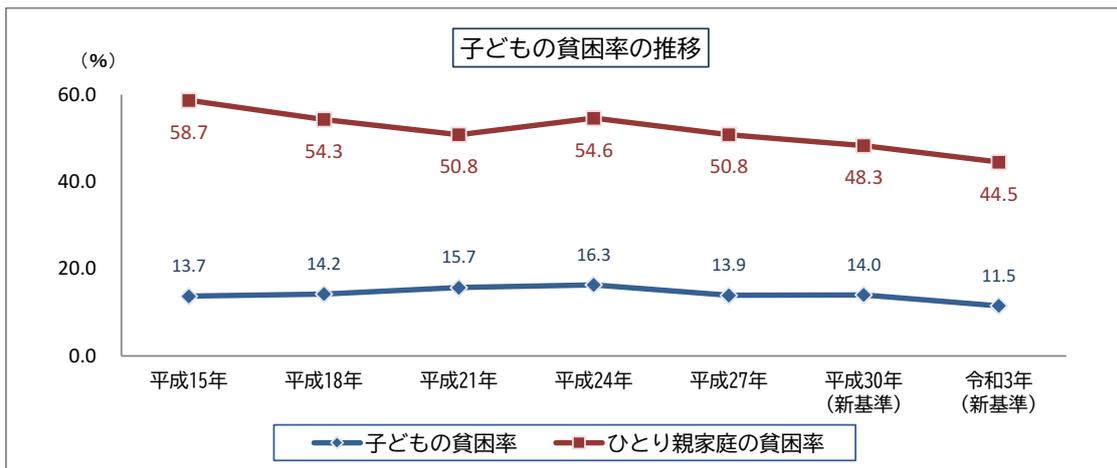
子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある 18 歳未満の子どもの割合を指します。相対的貧困とは、国民の年間所得(可処分所得:収入などから税金や社会保障費などを引いた金額)を子どもも含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時の真ん中の値(中央値)の半額(貧困線)に満たない人の割合のことです。令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国の子どもの貧困率は令和3年で 11.5%、9 人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については 44.5%に達し、約 2 人に 1 人が貧困状態であり、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、子どもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年1月 17 日に施行されました。

また、令和元年には子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 41 号)が成立し、子どもの現在の状況をきめ細かに把握し、支援するという方向性を打ち出し、子どもの貧困対策の強化を目指しています。

貧困の定義は、さまざまな指標があり、現在、日本では所得を基準にしていますが、ヨーロッパなどでは物質的剥奪(三食の食事や学習必需品など、子どもが必要とする物や生活が与えられないこと)を貧困と捉える考え方もあります。

本町でも、同様の取り組みを充実させ、子どもの貧困問題を経済面だけでなく、成長過程にも焦点をあて、相談支援体制を充実させ総合的に推進していきます。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※新基準：可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加

【今後の取り組み】

本町では、以下の取り組みをもって、子どもの未来を応援する支援対策とし、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえながら、各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に対応していきます。

主要施策(1) 教育に関する支援

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|---------------------|--|--------------|
| 1 | 体験学習事業（各種文化・スポーツ事業） | 小学生を対象に学校や家庭で体験できない野外活動や社会活動を通じて、探究心や忍耐力を養うとともに、集団生活の中で社会性・創造性・自立性など「生きる力」を育むことを目標として活動し多彩な体験を実施しています。（子ども体験塾、菜園体験、調理実習、スキー体験等） | 公民館 |
| 2 | 職場体験、見学学習の受け入れ | 各学校の希望に応じて、小学生から高校生まで発達段階に合わせた職場体験・見学学習を行います。 | 図書館 |
| 3 | 子ども芸術劇場 | 小学校低学年・保育園及び幼稚園対象に芸術鑑賞事業を実施しています。（劇団すぎのこによる人形劇鑑賞） | 西公民館 子ども会 |
| 4 | 別海型コミュニティ・スクール推進事業 | 学校運営に地域の声を活かし、地域一体となって学校づくりを進めることができる「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を幼稚園・保育園・小学校・中学校に導入しています。 取組を進めることで、各園、各校の実態や課題に即した、幼保小中一貫（連携）による「開かれた学校づくり」が進められています。 | 学校教育課 |

主要施策(2) 生活に関する支援

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|----------------|---|------|
| 1 | 各種健（検）診や母子保健事業 | 妊娠期から乳幼児期にわたり子どもとその保護者に関わる機会を通して子育て家庭における社会経済状況を把握し、個々の家庭の状況に応じた支援機関と連携を図ります。 | 保健課 |

主要施策(3) 保護者に対する経済支援

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|----------|---|------|
| 1 | 児童手当支給事業 | 高校生年代以下の児童を養育している人に支給を行います。 所得制限なし 手当月額 3歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳から18歳到達後の最初の年度末まで 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円 支給月 年6回 (偶数月各前月までの2カ月分を支給) | 福祉課 |

基本目標4

子育てしやすい生活環境づくり

【施策展開の基本方針】

子どもからお年寄り、障がいをもつ方、子ども連れの方、全ての人にとって安全で快適であるよう配慮して、道路や施設、公園等の整備・充実をさらに推進するとともに、子どもが安心して伸び伸び成長できるよう、子育て家庭がゆとりをもった日常生活を営めるよう支援します。

また、次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってのまちづくりや、地域の人々と行政、関係機関が一体となって、犯罪や交通事故の防止に取り組みます。

【課題】

子どもが安全に通園・通学すること、また子育て家庭が安心して外出できる環境づくりは、子どもの育成にとって重要な視点です。

全国的に子どもを狙った犯罪や、通学時の子どもが被害にあう事故が多発する中で不安や懸念が高まっていますが、保護者や地域の大人による見守りや防犯体制を充実させるとともに、子ども自身の防犯意識も高めていく必要があります。

本町でも、こうした課題に対し、児童生徒等が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図る「別海町通学路交通安全プログラム」等の取り組みにより、子どもを危険から守るため、警察、保育園、幼稚園等学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図ります。

1 良質な生活環境の確保

子育て世帯の生活環境の整備、公園等子どもの安全な遊び場の整備、地域の環境美化等に努め、子育てに配慮した妊産婦や子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを推進します。

主要施策(1) 公園の整備

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|---------------|---|-------|
| 1 | 町立公園・児童遊園地の整備 | 町立公園外灯改修工事や、老朽化した鉄道記念館の改修工事を実施しました。 今後も、子どもが安心して遊べる公園づくりのために、遊具の点検結果に応じた修繕を実施していきます。 | 生活環境課 |

2 安心・安全な道路交通環境の整備

安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、歩道の整備を推進します。子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園等学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

主要施策(1) 登校時の安全対策

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|-------------|--|-------|
| 1 | 登校時の安全対策の推進 | 登校時の児童の安全確保として、今後も継続して指導員による見守りを行っていきます。 | 生活環境課 |

3 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施し、学校付近や通学路においてPTA等の学校関係者や関係機関・団体と連携したパトロール活動や、防犯ボランティア活動の支援を推進します。

また、今後ネット犯罪から子ども達を守るため、学校・家庭・地域と連携した生活習慣改善とメディアコントロールを推進します。

主要施策(1) 交通安全意識の高揚

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|--------|---|-------|
| 1 | 交通安全教室 | 別海町交通安全協会や交通安全指導員、中標津警察署と連携し、幼稚園、保育園で模擬信号機を活用した交通安全教室を開きます。 また、全国の交通安全運動や地域職域運動（6期60日）に合わせ、各地域において、旗波運動やパトライト運動による啓発運動を行います。 今後も交通安全教室や街頭啓発を含む各種啓発運動を継続します。 | 生活環境課 |

主要施策(2) 生活習慣改善啓発事業

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|------------------|---|-------|
| 1 | 生活習慣改善のための各種啓発活動 | 生活習慣改善のための継続調査・啓発事業を実施します。 | 生涯学習課 |
| 2 | メディアコントロールの促進 | メディアコントロール授業の開催や電子メディアとの関わり方についての自覚を促す取り組みを実施します。 | 生涯学習課 |

4 児童の健全育成

児童数の減少は、遊びを通しての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる機会や居場所づくりを進めます。

主要施策(1) 青少年の体験・交流活動促進による生きる力と社会性の養成

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|---------------|---|--------------|
| 1 | こどもまつり | <p>○中央公民館 「こどもの日」にちなんで、親子で参加できる各種催しを行ない、子ども達に夢を与え、青少年の健全育成を図ります。 また、ボランティアとして事業に関わる協力者側にとっても、地域活動参加の意識を高め、まちづくりに繋がると共に、魅力ある様々な体験的学習活動を展開し、他地域・異学年や、高齢者等様々な世代の交流を充実させます。</p> <p>○西公民館 例年5月末に「こどもの日」にちなんだ催しを地域の各種団体（商工振興会・地域老人会・上西春別中学校ボランティアなど）と連携して実施しています。 展示コーナー（消防車・スクールバス） 縁日コーナー（たこ焼き・わたあめなど） 体験コーナー（ドローン体験など） いろいろと思考を変え実施しています。</p> <p>○東公民館 「こどもの日」にちなんで、親子で参加できる各種催しを行ない、青少年の健全育成を図ります。 また、ボランティアとして事業に関わる協力者側にとっても、地域活動参加の意識を高め、まちづくりに繋がると共に、魅力ある様々な体験的学習活動を展開し、他地域・異学年や、高齢者等様々な世代の交流を充実させます。</p> | 公民館 子ども会 |
| 2 | クリスマス子どもの集い | 地域の学校・団体等（子ども食堂・上西春別中学校ボランティアなど）と共催して、子ども達にクリスマスにちなんだ楽しいひと時を提供しています。（上西春別中学校吹奏楽・ダンスサークル・餅つき体験など） | 西公民館 子ども会 |
| 3 | サマー・ウィンタースクール | 郷土の歴史や自然を理解する心を持たせるとともに、21世紀の別海町の未来を探究させる心を育てます。（勾玉作り・土器作り・凧づくり・化石レプリカ作りなど） | 郷土資料館 |
| 4 | こども食堂 | こども食堂が別海地区や上西春別地区で実施され、子どもから大人まで地域の人々が気軽に集まれ、人と人との繋がりを深める場となっています。 | 民間団体 |

主要施策(2) 青少年団体の育成

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|-----------------|---|-------------------------|
| 1 | 社会教育団体への支援と育成事業 | 各種社会教育団体への補助金等の交付や、町の歴史や文化、自然等にも触れる事業への展開により、郷土愛を育てます。 | 生涯学習課 |
| 2 | 少年少女下の句かるた大会支援 | ○中央公民館 北海道の伝統文化である下の句カルタを学んでいる町内の少年団を対象に、学習成果の発表機会として町内小中学生による大会を実施します。 | 公民館 別海町少年少女下の句カルタ後援会 |
| | | ○東公民館 地域の伝統文化である下の句カルタを通して異年齢の交流を深めるとともに、技術と礼儀を学び、青少年の健全育成に役立てます。 また、3月頃には尾岱沼子ども会協議会と尾岱沼下の句カルタ少年団の共催によって大会を実施します。 | 公民館 子ども会 |

主要施策(3) 異世代交流事業

| No. | 主な事業 | 事業内容 | 実施機関 |
|-----|--------------------|---|------|
| 1 | 親子フェスタ、クリスマス子どもの集い | 年中行事にちなんだ親子で楽しく参加できる各種催しを行ない、子ども達に夢を与え、青少年の健全育成を図ります。また、ボランティアとして事業に関わる協力者側にとっても、地域活動参加の意識を高め、まちづくりに繋げると共に、魅力ある様々な体験的学習活動を展開し、他地域・異学年や、高齢者等様々な世代の交流を充実させます。 | 福祉課 |
| 2 | 高齢者ふれあい交流 | 地域の老人会の方に体験塾生が指導して頂き、菜園体験を実施します。 収穫時期には、塾生が菜園で育ったジャガイモなどを使い、老人会の方へカレーを作り交流を図ります。 | 西公民館 |

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

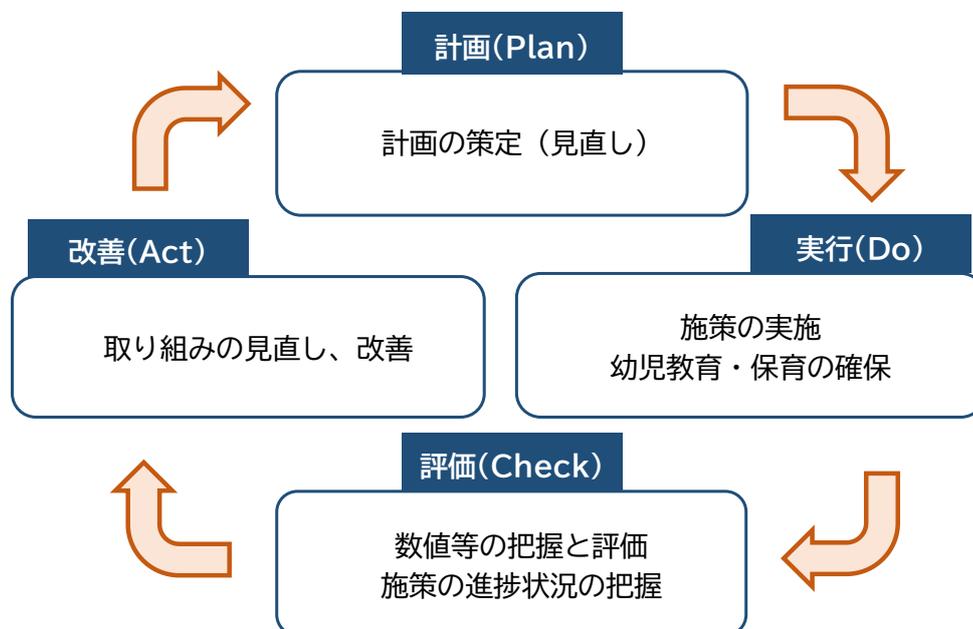
本町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

計画の推進にあたっては、すべての町民が子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

そのため、本町では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、町民の理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

2 進行管理

計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「別海町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、「別海町子ども・子育て会議」で審議を行っていきます。



資料編

資料編

1 計画策定組織について

別海町子ども・子育て会議委員

令和7年3月末現在

| 役職 | 委員氏名 | 選出団体等 |
|-----|--------|-----------------------|
| 会長 | 尾上 千津子 | 別海町民生委員児童委員協議会 主任児童委員 |
| 副会長 | 森野 志保 | 別海町保育園運営委員会 委員 |
| | 若木 雅美 | 別海町保育園運営委員会 副委員長 |
| | 中野 幸治 | 別海町児童館運営委員会 委員長 |
| | 河原 恵美子 | 別海町保育園関係 上西春別保育園園長 |
| | 原井 裕子 | 別海町保育園関係 ハき地保育園保護者 |
| | 伊藤 秀則 | 児童館関係 児童館館長 |
| | 八木 かおり | 別海町幼児教育研究協議会 副会長 |
| | 林 康弘 | 別海町幼稚園関係 保護者 |
| | 池田 卓也 | 教育関係者 教育委員会 学校教育課長 |
| | 木戸口 誠 | 教育関係者 教育委員会 生涯学習課長 |
| | 千葉 宏 | 保健関係者 保健課長 |

2 用語集

【あ行】

●預かり保育

幼稚園等において、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う事業。地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業にあたる。

【か行】

●学童保育所（放課後児童クラブ）

日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業を行う場。

●教育・保育施設

幼稚園・保育所・認定こども園の総称。

●教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

●合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当。（たとえば、合計特殊出生率が 1.5 であれば、15～49 歳の女性が生涯で 1.5 人の子どもの産む状況。）

●国勢調査

日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正 9 年から 5 年毎に 10 月 1 日を基準日に実施する国の最も基本的な統計調査。

●子育て支援センター

就学前児童を対象に、無料開放されている遊び場。保護者の相談や交流の場としての機能も持つ。

●子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める市町村長の附属機関）。

●子ども子育て関連3法

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）と総称して、子ども・子育て関連3法といい、子ども・子育て支援新制度について規定している。

●こども大綱

子どもや若者が生きやすい社会を実現するために、国の施策の基本的な方針を定めたもの。こども基本法に基づいて策定され、こども・若者や子育て当事者のため、こども施策を総合的に推進することを目的としている。

●コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ち、学校運営や基本方針等を承認したり意見を述べたりできる学校運営協議会を設置した学校。

●コーホート変化率法

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

●産後ケア

不安になりがちな出産後の女性の心身の健康をサポートする事業。

●児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

●児童虐待

保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うこと。

●児童手当

家庭生活の安定と子どもの健全育成及び資質の向上を目的に、高校生年代以下の児童を養育している家庭に支給される。

●食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

●スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。学校カウンセラーと呼ばれることもある。

●スクールソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーとは、主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家であり、スクールソーシャルワーカーは、その中で教育機関において当該の任に就く者のこと。資格要件は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者も含むなど、人材の専門性は様々である。

【た行】

●待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童をいう。

●地域型保育給付

子ども・子育て関連3法に基づく、小規模保育等の地域型保育への給付。

●地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行う。

●地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業。

●特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。

【な行】

●認可外保育施設

保育を行うことを目的とする、都道府県知事等の認可を受けた保育所以外の施設。

●認定こども園

幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴がある。

【は行】

●保育園（所）

保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設。

●放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

【や行】

●ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

●幼稚園

学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳か5歳の子どもの対象とする施設。

【ら行】

●療育

「治療」と「教育」の造語であり、どのような障がいや程度であっても、その障がいと共存しながら、障がいを乗り越えて自立した生活を営めるよう支援すること。

●量の見込み

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、「どのくらいの必要があるのか」というニーズの量をアンケート調査や実績から算出したもの。

第3期別海町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

発行 令和7年3月
編集・発行 別海町役場 福祉部 福祉課
〒086-0205
別海町別海常盤町 280 番地
TEL 0153-74-9642(担当直通)
